

大阪府防災都市づくり広域計画

平成21年1月

大阪府 都市整備部 総合計画課

目 次

第1章 計画の概要	1
1 目的.....	1
2 位置づけ	2
3 対象.....	2
第2章 都市防災に関する現状と課題.....	3
1 市街地における建築物の不燃化の現状と課題	3
2 密集市街地の現状と課題	7
3 大規模地震による最大延焼範囲の想定.....	8
4 都市防火区画（延焼遮断帯）の現状と課題.....	10
5 広域避難地の現状と課題	14
6 現状と課題のまとめ	19
第3章 防災都市づくりにむけての実現化方策	20
1 基本的な考え方.....	20
2 実現化方策.....	21
1 本計画の都市計画区域マスタープランへの位置づけと防災街区整備方針の充実... 21	21
2 市町村による防災都市づくり計画の策定と市町村マスタープランへの位置づけ... 23	23
3 不燃化の促進による防災街区整備.....	24
4 都市防火区画（延焼遮断帯）の整備促進.....	26
5 広域避難地の確保.....	28
第4章 今後の進め方.....	30

第1章 計画の概要

1 目的

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大地震は、大都市において発生したマグニチュード7.3という大規模な直下型地震であり、神戸市、阪神間を中心に既成市街地の広範囲にわたって、甚大な被害をもたらしました。特に老朽木造住宅が密集した市街地において建築物の倒壊と火災による被害が甚大でした。大阪府では、この大震災から得た貴重な教訓を踏まえ、様々な地震防災対策に取り組んでいるところです。

近年では、東南海・南海地震等の大規模地震の発生危険性が高まっており、震災対策の見直しが必要となっております。

平成18年10月に大阪府自然災害総合防災対策検討委員会が発表した、府域に影響のある直下型地震や東南海、南海地震による地震被害想定では、生駒断層系や上町断層系等、府下に存在する活断層において、阪神・淡路大震災と同等程度の直下型地震が発生した場合、時刻や気象の条件によっては、阪神・淡路大震災を大きく上回るものと想定されています。

この「地震被害想定」によると、地震発生時の気象条件によっては、上町断層系で約40,000棟、生駒断層系で約90,000棟に及ぶ建物が延焼する恐れがあるとされています。これは、阪神・淡路大震災における焼失棟数が4,674棟であったことにに対し、その8~20倍もの規模に及ぶものです。

「大阪府防災都市づくり広域計画」(以下「本計画」)は、この大規模地震時の市街地大火への対策に焦点を当て、①市街地の不燃化促進、②延焼遮断帯の整備、③広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の指針であり、府民の皆様にご理解を深めていただき、効果的、効率的に都市防災対策を進めることを目的に策定するものです。

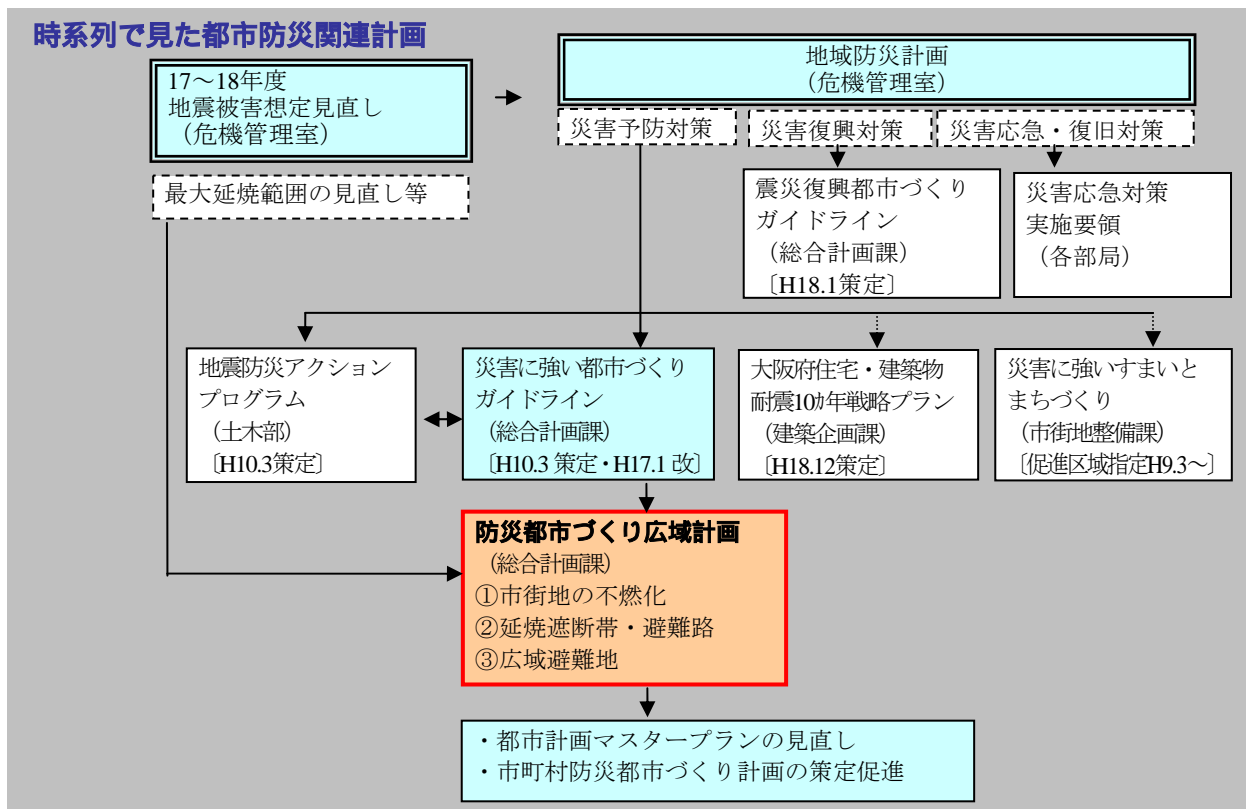


図 1-1-1 大阪府における都市防災に関連する計画の一覧

2 位置づけ

「防災都市づくり計画」は、「地域防災計画」における様々な施策の中で、地震災害に対する防災性の向上を図るための都市計画に関する取り組みの総称です。

本計画は、大阪府内全域を対象とした広域的な都市レベルで必要となる取り組みの中で、特に「市街地全体の不燃化」、「都市防火区画（延焼遮断帯）・避難路」、「広域避難地」などの地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関する都市計画上の施策の方針を中心に示したものです。

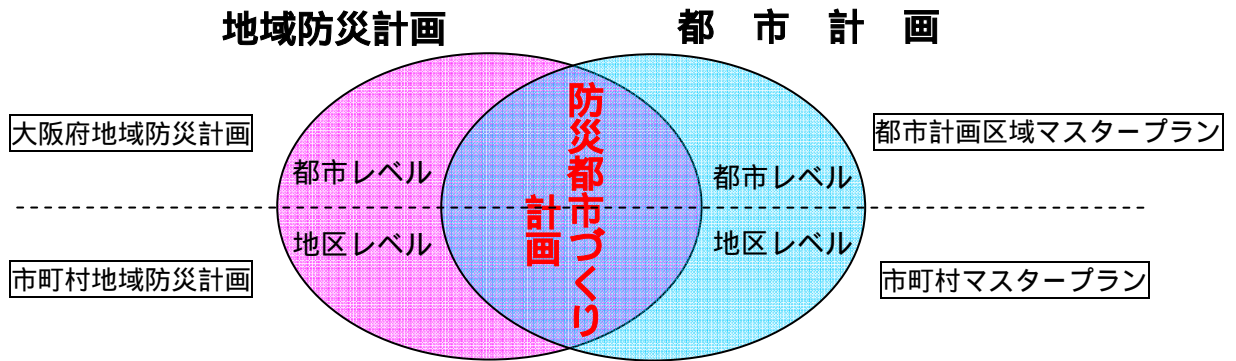


図 1-2-1 防災都市づくり計画の位置づけ

3 対象範囲

大阪府全域を本計画の対象範囲とします。

第2章 都市防災に関する現状と課題

大阪府は現在約880万人の府民が住む世界でも有数の人口集積地です。

しかしながら、大阪府及びその周辺には、上町断層帯、生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造断層帯等の活断層が位置しており、大規模な地震により大きな被害が発生する恐れがあります。

本章では、大阪府自然災害総合対策委員会が平成18年度に公表した被害想定を活用して、建築物の不燃化、延焼遮断帯、広域避難地の3点について、現状と課題について説明します。

1 市街地における建築物の不燃化の現状と課題

地震時の市街地大火を抑制するためには、市街地における建築物の不燃化を進めることが有効であり、市街地の燃えにくさを表す指標として「不燃領域率」というものがあります。不燃領域率は、70%以上の地区では焼失率が0と予想され、40%未満の地区では焼失率が急激に上昇するものとされています。

大阪府では、「用途地域の指定基準」において、原則として、建ぺい率60%以上の区域においては準防火地域を、容積率400%以上の区域には防火地域の指定を、さらに防災対策上重要な機能を果たす施設の周辺地域や、木造密集市街地など防災上の課題を有する地域についても防火地域及び準防火地域の指定を進めるべきことを定め、市町村に示しています。各市町村において、様々な防災施策の状況を踏まえ、順次その指定が進められていますが、東京都の防火・準防火地域指定状況と比較するとその指定範囲は小さく、図 2-1-3 に示すとおり、不燃領域率が40%未満の地域が広がっているため、その改善が大きな課題となっています。

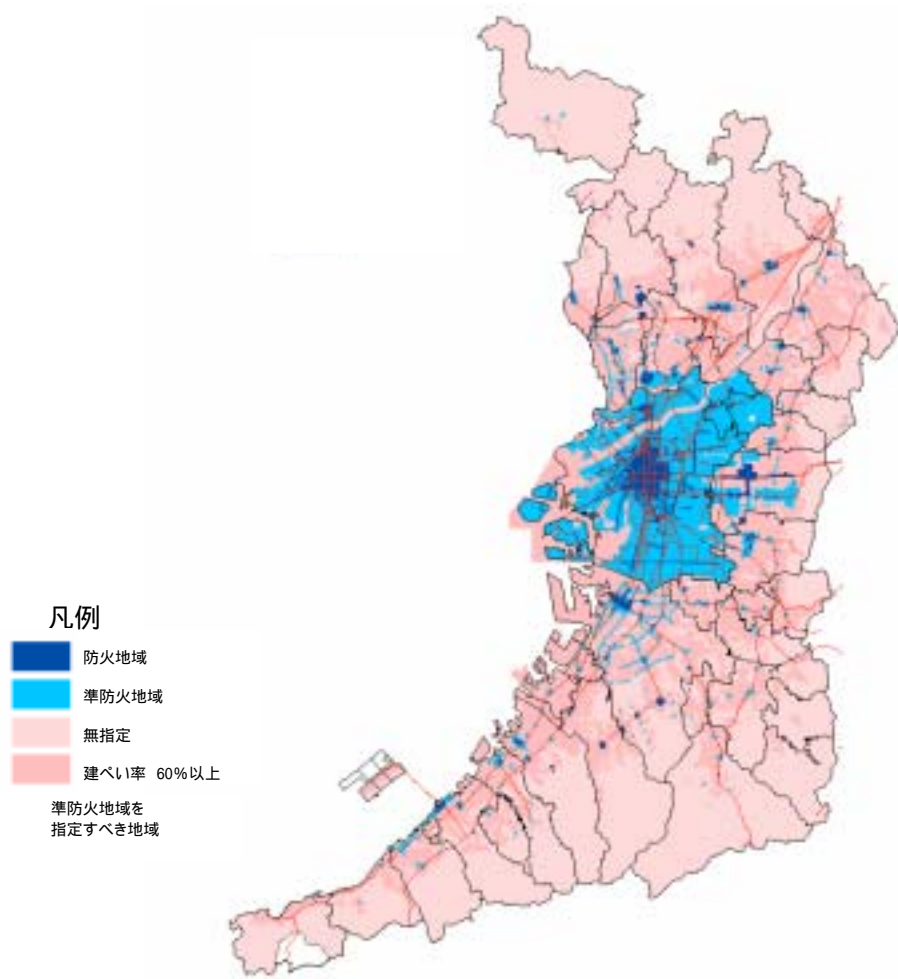


図 2-1-1 大阪府の防火・準防火地域指定状況

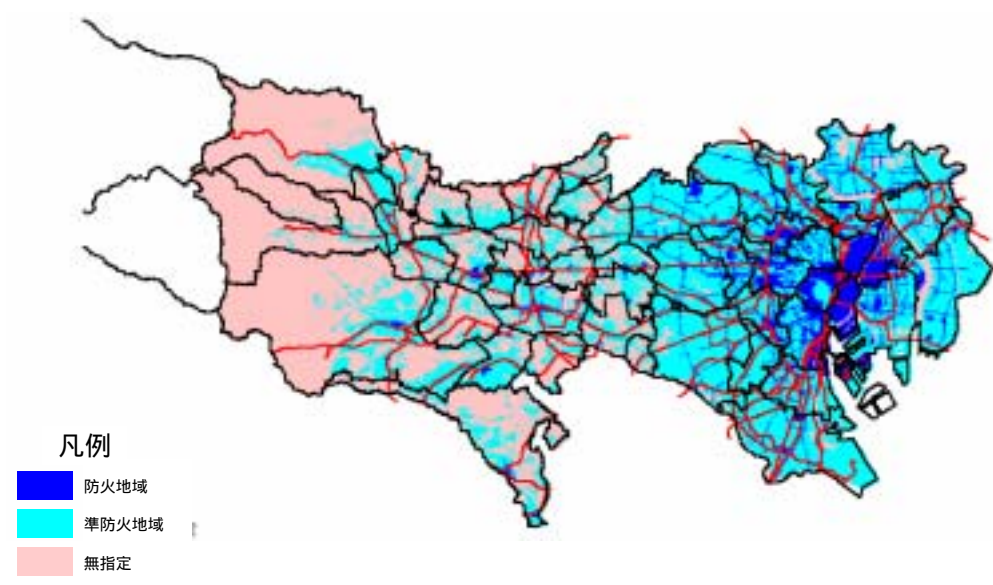


図 2-1-2 東京都の防火・準防火地域指定状況（出典：東京都市白書 2 0 0 2）

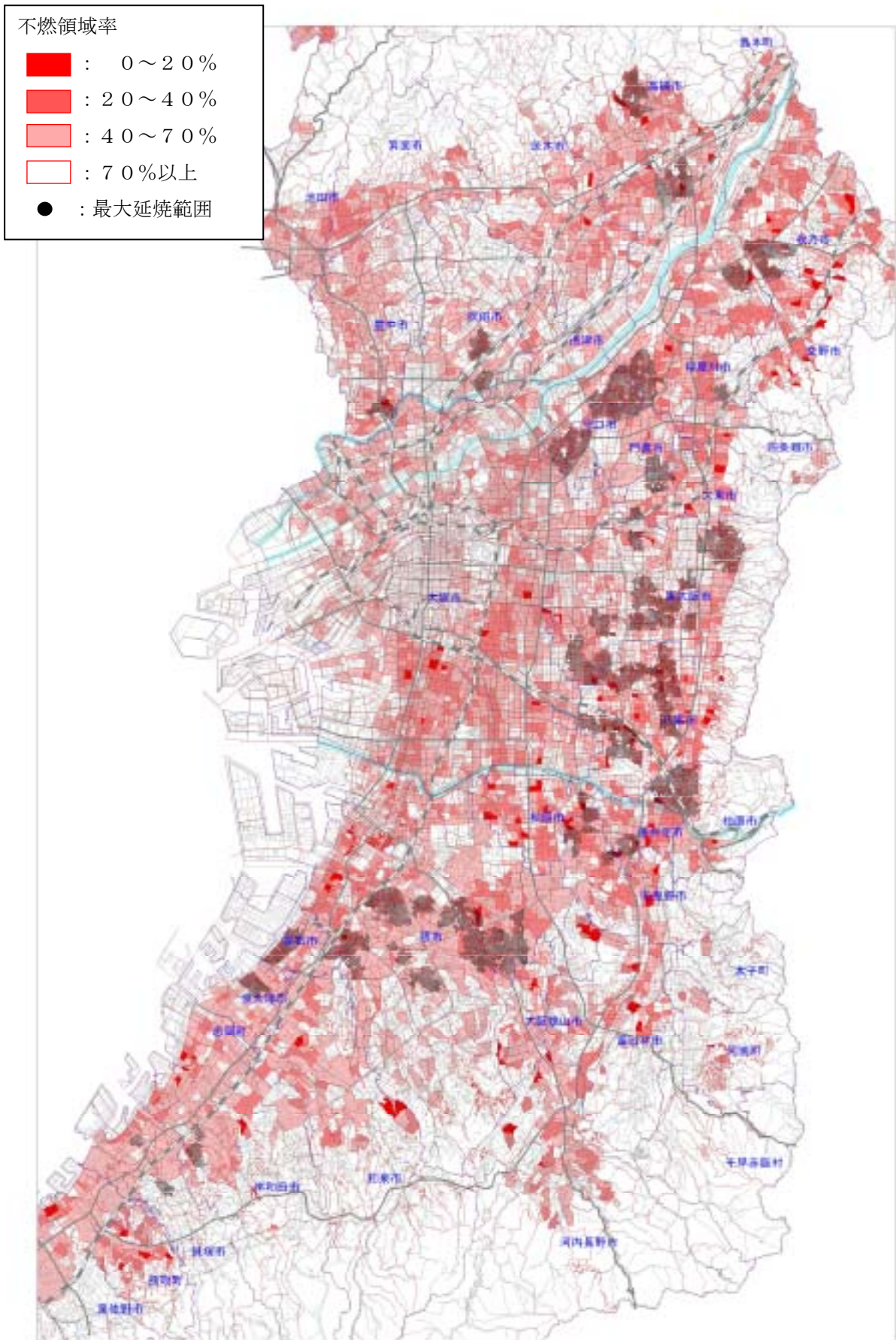


图 2-1-3 不燃領域率算定結果

● 不燃領域率の算定方法（町丁目単位）

大阪府が調査している都市計画基礎調査結果を利用し、不燃領域率の算出を行った。

○ 不燃領域率（地域の燃えにくさを表す指標）

$$\text{不燃領域率} = \frac{\text{不燃領域面積}}{\text{地区面積}} = \frac{z}{y} \div a$$

不燃領域率が 70% 以上で消失率はほぼゼロとなる。

・ 不燃領域面積

$$\text{不燃領域面積} = \text{空地面積} + (\text{地区面積} - \text{空地面積}) \times \text{耐火率} = y = b + (a - b) \times c$$

表 2-1-1 不燃領域率の算定手順

算定手順		根拠資料
大規模空地面積（x）	概ね 1 ha 以上の水面、河川及び大規模空地	土地利用現況調査において集計されている面積
	幅員 15m 以上の道路等	道路現況調査において幅員 16m 以上の道路面積
地区面積の想定（a）	町丁目面積（w）から（x）を引いた面積	
延焼遅延効果のある空地面積の算定（b）	幅員 6m 以上の道路等	道路現況調査において幅員 6～16m 未満の道路面積
	短辺又は直径 40m（又は 15m）かつ面積が 1500 m ² （又は 500 m ² ）以上の水面、公園、運動場、学校、一団地施設等	土地利用現況調査において集計されている面積

注）大規模空地として算定する道路幅員は、15m 以上と規定されているが、都市計画基礎調査における集計区分が 16m とされているため、ここでは 16m 以上の道路面積を大規模空地面積と算定することとした。

・ 耐火率

$$\text{耐火率} = \frac{\text{耐火造建築面積} + 0.8 \times \text{準耐火造建築面積}}{\text{全建築面積}} = \frac{e + 0.8 \times f}{g} = c$$

表 2-1-2 耐火率の算定手順

算定手順		根拠資料
耐火造建築面積（e）	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、レンガ造の建築面積	建物土地利用度調査における「平均階数」により、建物構造別調査における「鉄筋、鉄骨鉄筋コンクリート造延べ床面積」、「レンガ、コンクリートブロック造延べ床面積」を除いた値
準耐火造建築面積（f）	鉄骨造の建築面積	建物土地利用度調査における「平均階数」により、建物構造別調査における「鉄骨、軽量鉄骨造延べ床面積」を除いた値
全建築面積（g）	全建築面積	建物土地利用度調査における「建築面積」

注）準耐火造建築面積について

大阪府の手引きでは、3階建以上の建築物とされているが、都市計画基礎調査では階層が整理されていないため、本業務は鉄骨造り全てを準耐火建築物とした。

2 密集市街地の現状と課題

老朽化した木造建築物が密集している「密集市街地」は、高度経済成長期に市街化が進行した大阪市縁辺部及びその周辺地域を中心に約 6,000ha にわたり広がっており、耐火建築物への建替促進等、その早期解消が求められています。その内、約 2,300ha については重点地区として都市再生プロジェクトにも位置づけて、大阪府と地元市町村が協力して、その整備に取り組んでいるところであり、その促進が大きな課題となっています。

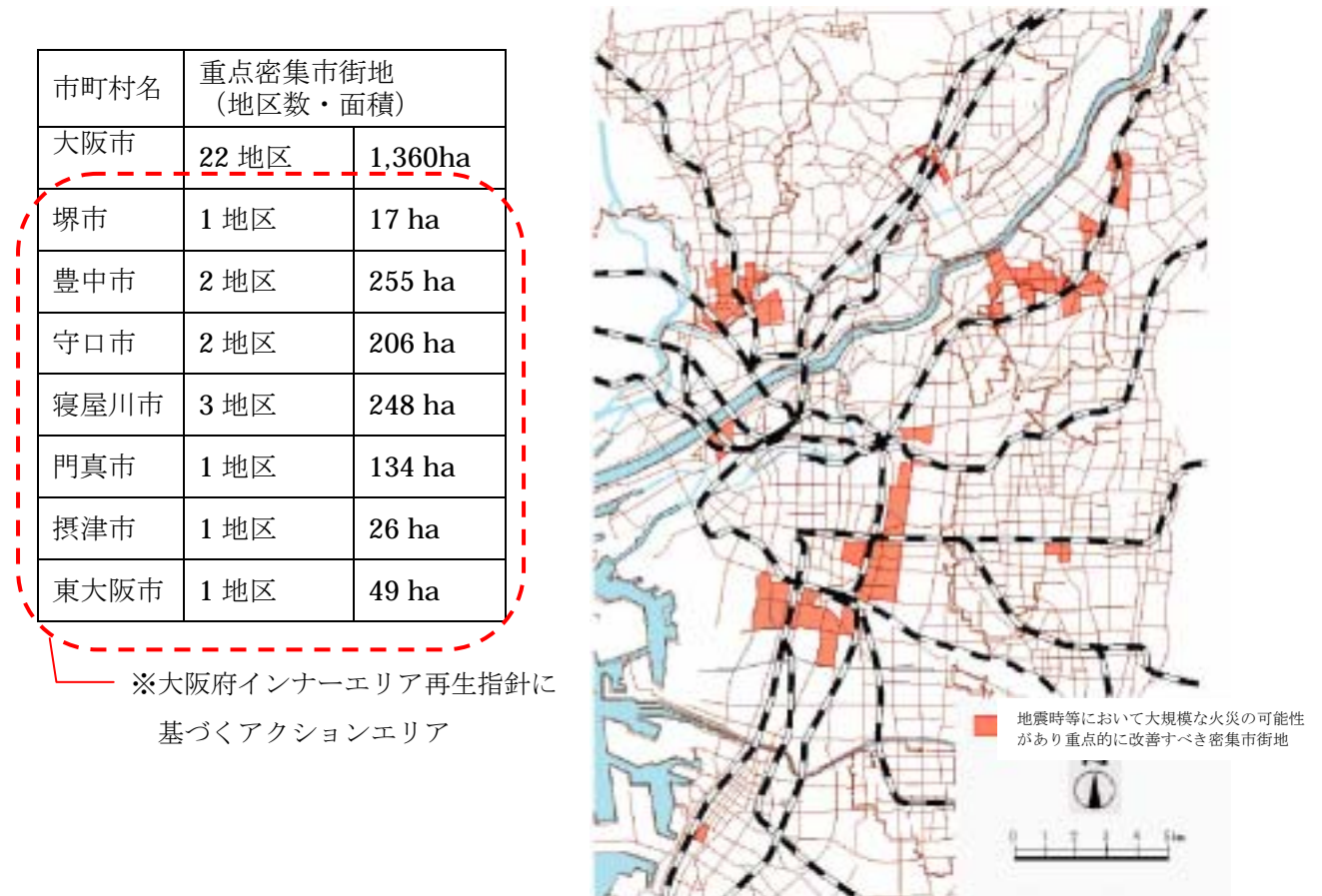


図 2-2-1 「地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地」
(平成15年 7月11日記者発表) 大阪府内市町村抜粋

3 大規模地震による最大延焼範囲の想定

大阪府自然災害総合防災対策検討委員会では、下記のとおり最大延焼範囲を予測しています。本計画では、この最大延焼範囲から概ね2 kmの範囲を対象に、延焼遮断帯や広域避難地について現状と課題を把握することとしました。

想定条件

地震6ケース、発生時間帯3ケース、風速2ケースについて予測を行った。

予測フロー

(1) 全出火算出モデル

全出火件数は、兵庫県南部地震における「出火率～建物全壊率」の経験式（大阪府、1997）を修正し、下式で算出する。

$$\text{地震後3日間の全出火件数} = \Sigma (\text{町丁目の世帯数} \times \text{出火率} \times \text{時間補正})$$

ここで、出火率＝早朝（AM5:00頃）における、全出火件数／世帯数

時間補正＝早朝の出火件数を想定時間の出火件数に補正するための比率

(2) 炎上出火件数

炎上出火件数は、初期出火件数のうち家人・隣人等の初期消火の活動により消火しきれなかったものとし、下式を用いて算出する。

$$\text{炎上出火件数} = \Sigma (\text{町丁目の全出火件数} \times (1 - \text{初期消火率})) \times \text{時間推移比率}$$

ここで、初期消火率：町丁目の全壊率で決まる家人・隣人による初期消火の確率

時間推移比率：3日間の出火件数を1日間、1時間の件数に換算する比率

時間推移比率は、兵庫県南部地震における出火件数の時間推移より設定する。

初期消火率は、兵庫県南部地震の全出火件数と初期消火件数のデータ（日本火災学会(1996)）をもとに設定する。

(3) 自主防災組織および消防組織による消火判定

延焼出火は、炎上出火のうち地域の消防組織、自主防災組織で消火しきれずに残った火災で、延焼拡大する可能性のある出火である。炎上出火のうち地域の消防組織、自主防災組織で消火可能か否かは、出火点の火面周長と消火可能な火面周長との比較で決まるものとする。

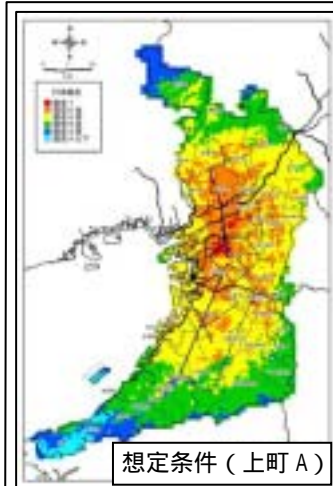
(4) 消防力等の運用条件

- ・常設消防と消防団及び自主防災組織による消火活動とする。
- ・部隊編成は無駄の少ない、必ず消火できる運用を仮定する。
- ・消防車は署所から最短距離で消火効率の良い出火地点から順次運用されるとする。
- ・自主防災組織は最寄りの可搬式ポンプで消火活動を行うものとする。
- ・その他、通信状況、消防水利利用状況、消防車の走行速度等の条件は、阪神・淡路大震災の状況を考慮して設定する。

予測結果

図2-3-1に示すとおり、大阪市外周辺部に最大延焼範囲が広がっている。大阪市内は消防力や市街地不燃化などから最大延焼範囲には該当しないという結果になっている。

出火・延焼・焼失棟数予測フロー



地震 6ケース	<ul style="list-style-type: none"> ・上町断層帯地震A(大阪府の北中部で揺れ大) ・上町断層帯地震B(大阪府の南部で揺れ大) ・生駒断層帯地震 ・有馬高槻断層帯地震 ・中央構造線断層帯地震 ・東南海・南海地震
想定時間帯 3ケース	<ul style="list-style-type: none"> ・早朝5 時頃(阪神・淡路大震災と同様の時間帯) ・昼間3 時頃(市街地での人の活動が多い時間帯) ・夕刻6 時頃(通勤・通学、また出火の危険性が高い時間帯)
風速 2ケース	大阪府下の観測所データより、平均風速、超過確率1%風速を算出 観測地点:能勢、枚方、豊中、大阪、生駒山、堺、熊取

全出火算出モデル

炎上出火件数

自主防災組織および
消防組織による消火判定



自主防災組織・可搬ポンプの配置

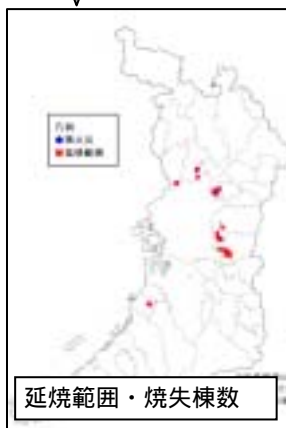


消防署・消防水利の配置

消防力等の運用条件

不燃領域率による延焼危険度の判定

延焼面積シミュレーション



延焼範囲・焼失棟数

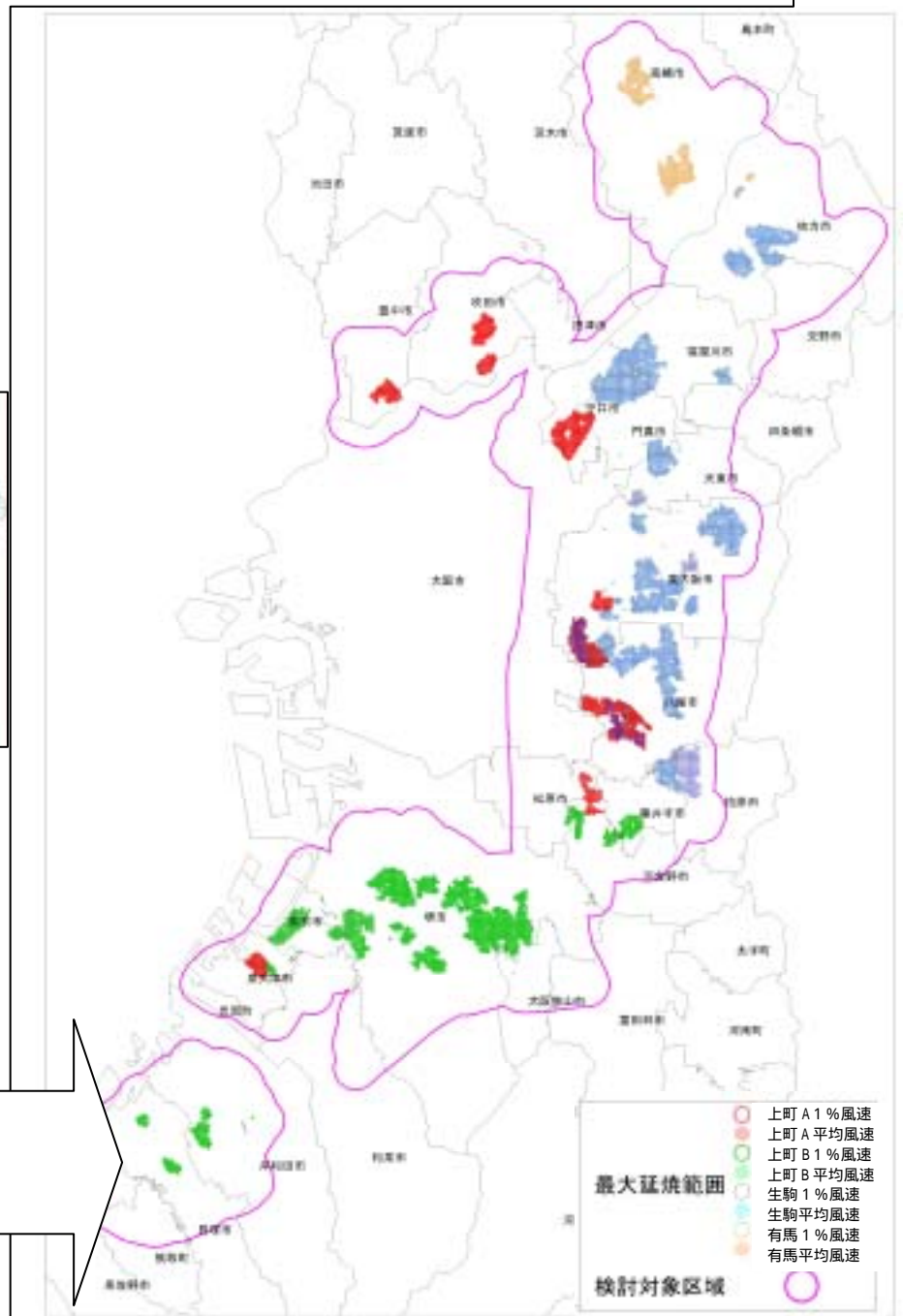


図 2-3-1 最大延焼範囲及び検討対象範囲

4 都市防火区画（延焼遮断帯）の現状と課題

延焼遮断帯の候補路線の抽出

延焼遮断帯は火災の拡大による被害を限定された範囲に留めるため、市街地を一定の大きさに区切った都市防火区画を形成するものです。阪神・淡路大震災では、大規模な延焼火災が幅員の道路、公園等により焼け止まり、都市防火区画の重要性が確認されています。

都市防火区画としての機能を有する道路の条件としては、避難路としての活用を考慮して幅員16m以上、空地のみで確保される場合は概ね60～100mが望ましいとされています（大阪府ガイドライン）。

ここでは、対象範囲内及び対象範囲を縦横断する道路、鉄道、河川等の軸により、概ね2km程度の延焼遮断帯の骨格が形成できるように、都市計画決定済みで整備時期が未定の都市計画道路等も含めて都市防火区画を想定し、評価を行いました。

抽出した結果は、図4.2.1に示すとおりです。

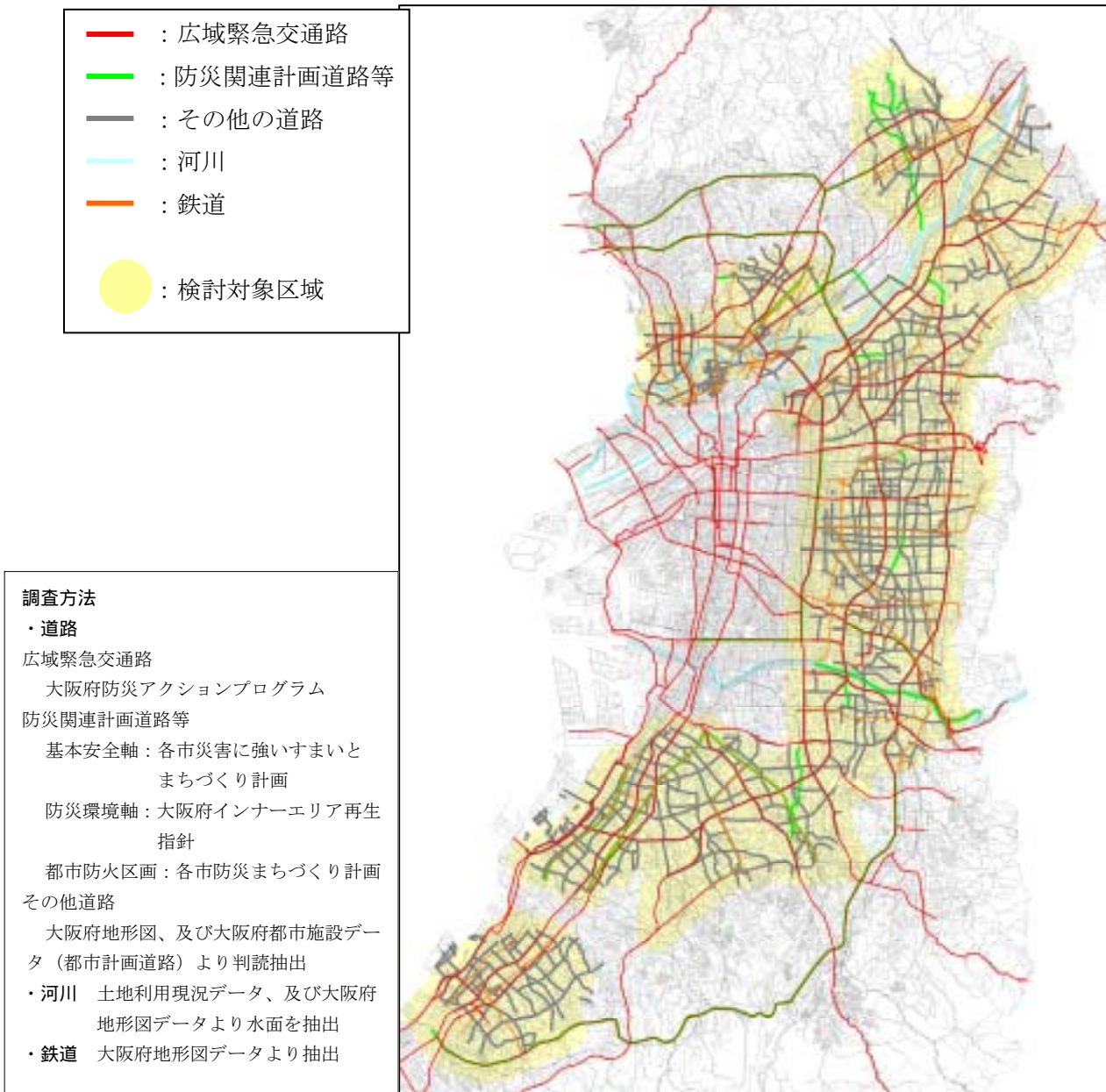


図 2-4-1 延焼遮断帯の候補路線

都市防火区画の設定

検討対象範囲において、市町村防災都市づくり計画等で定める都市防火区画などを参考として都市防火区画（概ね1～2kmを標準）を設定しました。

【延焼遮断帯の必要規模】

- 1 空地のみで確保する場合：概ね60～100m
- 2 空地+耐火建築物で確保する場合（片側耐火）：概ね60m（沿道建築物高さ7m以上）
- 3 空地+耐火建築物で確保する場合（両側耐火）：概ね45m（沿道建築物高さ7m以上）

延焼遮断帯の構成要素	設定基準
幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域避難路としての活用も考慮し、幅員16m以上とする（大阪府地域防災計画） ・ 都市計画に基づく都市計画道路（将来的な整備の進展を考慮し、未整備の道路も含める） ・ 各市町村防災都市づくり計画などに規定される都市防火区画 ・ 災害に強いすまいとまちづくり計画、大阪府インナーエリア再生指針等に示される基本安全軸、防災環境軸など
大規模空地 （水面、公園、運動場、鉄道敷等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川、鉄道敷は幅員60m以上とする ・ 空地に関しては、都市計画基礎調査（土地利用現況調査）から抽出可能なもの
市街化されていない領域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画に基づく市街化調整区域で、集落部分を除く範囲

都市防火区画整備率の評価

沿道耐火率、道路整備状況から下式により都市防火区画整備率を求め、次の5ランクに分類しました。

都市防火区画整備率＝

$$\left[\sum \left(\text{都市防火区画の各辺長} \times \frac{\text{現状の幅員}}{\text{延焼遮断帯の軸となる道路等の必要幅}} \times \frac{\text{現状の耐火率}}{\text{必要な周辺の耐火率}} \right) \right] / \text{都市防火区画全周長} \times 100$$

都市レベルの延焼危険度	都市防火区画整備率
1	80%以上
2	60%以上 80%未満
3	40%以上 60%未満
4	20%以上 40%未満
5	20%未満

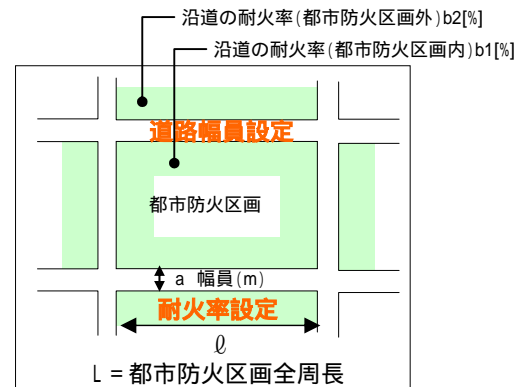
調査方法

- ・ 道路幅員：都市防火区画を構成するそれぞれの道路の最小幅員
- ・ 耐火率：沿道の町丁目単位で算出する。
沿道町丁目内の建物建築面積のうち、非木造建築物が占める割合（都市計画基礎調査から集計）
- ・ 空地：公園・緑地、運動場、墓地を土地利用現況データより抽出し、大阪府地形図より精査
（河川、空地により幅60m以上確保されている場合は、延焼遮断帯の整備は完了しているものとする。）

【都市防火区画整備率の算出】

「延焼遮断帯の軸となる道路等の必要幅」は広域避難地等に通じる避難路として必要な道路幅員（16m）とし、「必要な周辺の耐火率」は避難路としての安全性がほぼ確保されると考えられる70%とする。

$$\text{都市防火区画整備率}(\%) = \left[\sum \left(\ell \times \frac{a}{16} \times \left(\frac{b1}{70} + \frac{b2}{70} \right) / 2 \right) \right] / L \times 100$$



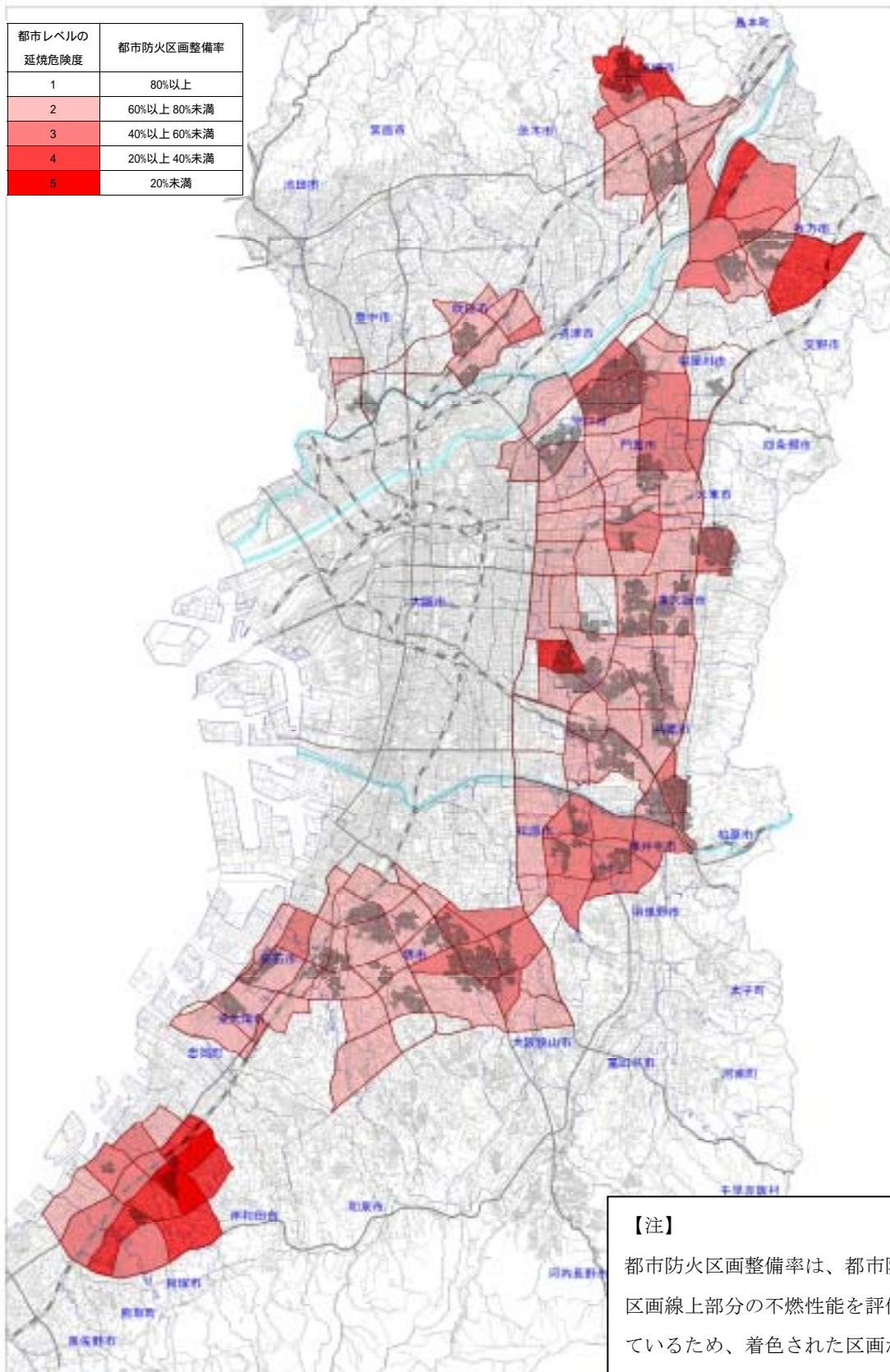


図 2-4-2 現況の都市防火区画整備率（全域）

延焼危険度評価結果（都市全体の燃えやすさの評価）

- ・ 全域に渡り、都市防火区画整備率が60%未満の都市防火区画の広がりが見られます。
- ・ 地震被害想定による最大延焼範囲のまとまりを分断するよう配置される都市防火区画の整備については、市街地大火の抑止に大きな効果が期待できることから、優先的な取り組みが望まれます。
- ・ 道路空間単体で延焼遮断帯として機能する都市計画道路の整備や、相当規模の公園や緑地の整備により、市街地の防災機能の向上を図ることは、非常に時間と費用を要するため、防火、準防火地域の指定等による建物自体の不燃化促進や、建築基準法及び都市計画法の基準を緩和する条例等の制定などによる狭小宅地の建て替え促進もあわせて検討する必要があります。
- ・ 今回広域的な観点から、都市防火区画を設定しましたが、それぞれの都市防火区画の内部に含まれる区域や今回の区域設定の外側の区域についても、地区レベルでの災害危険度に応じた防災対策を検討する必要があります。

5 広域避難地の現状と課題

広域避難地は、地震大火においても避難者の安全が確保できる規模を有するオープンスペースであることが必要とされます。これまで、関東大震災の経験等により10ha以上の公共空地が必要とされてきましたが、現在では耐火造、準耐火造、防火木造の建築物の割合が高くなり、市街地が燃えにくくなったことを受け、地震災害時における避難上必要な機能があれば、10ha未満の空地でも避難地として指定することが可能となっています。

広域避難地の抽出

ここでは、市町村が定める地域防災計画に位置づけられている広域避難地について抽出を行いました。

表 2-5-1 広域避難地の指定状況

市町村名	番号	広域避難地名	面積 (ha)	市町村名	番号	広域避難地名	面積 (ha)	市町村名	番号	広域避難地名	面積 (ha)	
堺市	1	三宝公園及びその周辺	6.6	守口市	53	淀川河川公園	24.2	高石市	99	高南中学校周辺	3.4	
	2	浅香山浄水場及びその周辺	1.7		(54)	鶴見緑地	(127.4)		100	国府遺跡	1.3	
	3	大浜公園及びその周辺	16.3		枚方市	55	山田池公園		75.0	101	津堂城山古墳	4.1
	4	大仙公園及びその周辺	81.1	56	淀川河川敷	223.0	102	野中宮山古墳	0.9			
	5	泉北下水処理場及びその周辺	49.7	茨木市	(33)	万博公園	(251.7)	東大阪市	(59)	久宝寺緑地	(38.4)	
	6	陶器配水場及びその周辺	2.2		57	西穂積丘陵	44.8		(60)	恩智川治水緑地	(43.7)	
	7	登美丘中学校及びその周辺	2.3	58	八尾空港周辺	15.0	103		加納高等学校周辺	26.8		
	8	浜寺公園(堺市部)及びその周辺	38.0	八尾市	(59)	久宝寺緑地	(38.4)		104	花園中央公園計画地区	34.3	
	9	家原寺配水場及びその周辺	3.3		(60)	恩智川治水緑地	(43.7)		105	東大阪流通業務地区周辺	124.5	
	10	浜寺中学校及びその周辺	3.3		61	曙川南中学校周辺	12.0		106	八戸ノ里・西岩田地区周辺	30.2	
	11	鴨谷公園及びその周辺	13.1	泉佐野市	62	未広公園	7.8		107	近畿大学・新上小阪地区周辺	44.8	
	12	新樽尾公園及びその周辺	11.1	富田林市	63	錦織公園	72.4		108	川俣下水処理場周辺	23.3	
	13	西原公園及びその周辺	12.7	寝屋川市	64	淀川河川公園	39.6		109	俵池公園	1.2	
	14	大蓮公園及びその周辺	15.5		65	寝屋川公園	54.4		110	泉南中学校	2.9	
	15	金岡公園・大泉緑地及びその周辺	141.3		(66)	深北緑地	(30.6)	111	信達中学校	1.7		
	21	大阪府立大学及びその周辺	109.8	67	寝屋川市公園墓地	10.6	四条畷市	112	緑の文化園	115.0		
	22	中央公園	22.3	河内長野市	68	寺ヶ池公園		12.2	113	飯盛霊園	57.0	
	岸和田市	23	岸和田競輪場(周辺駐輪場を含む)	11.2	松原市	69	大塚青少年運動広場	1.6	阪南市	114	桃の木中央公園	4.3
		24	浜工業公園(阪南1区港湾緑地を含む)	17.2		70	松原市民運動広場	2.6		島本町	115	淀川河川公園
	豊中市	25	大阪大学待兼山地区	13.8		71	天美西公園	1.4	116		水無瀬川緑地公園	3.1
		(26)	服部緑地公園地区	(136.9)	72	三宅東公園	1.5	117	淀川スーパー堤防		1.4	
池田市	27	府立渋谷高校	3.8	大東市	(66)	深北緑地	(30.6)	能勢町	118	町営名月グラウンド	1.1	
	28	緑丘地区	7.9		73	寺川住宅地域	17.4	熊取町	119	町民グラウンド周辺	4.5	
	29	猪名川運動公園	17.0		74	朋来住宅地域	17.0	田尻町	120	町立中学校総合運動場	0.9	
	30	府立園芸高校	14.2		75	大東中央公園	6.0	太子町	121	青少年グラウンド	0.8	
	31	五月山公園	0.6		76	和泉中学校	2.2		122	上宮学園太子中学校グラウンド	1.5	
吹田市	(26)	服部緑地公園地区	(136.9)	77	郷荘中学校	1.8	河南町	123	町立総合運動場	2.8		
	32	千里北公園	30.1	78	富秋中学校	2.8		(54)	鶴見緑地	(127.4)		
	(33)	万博公園周辺	(251.7)	79	北池田中学校	1.9		(59)	久宝寺緑地	(38.4)		
	34	弘済院周辺	23.6	80	南池田中学校	2.1		201	新大阪駅北側	36.8		
	36	千里南公園	22.2	81	光明台中学校	2.2		203	梅田貨物駅	23.2		
	37	紫金山公園周辺	18.6	82	石尾中学校	2.1		204	大阪城公園	148.6		
	38	片山公園周辺	22.4	83	南松尾中学校	1.1		205	鞆公園	9.8		
	39	中の島公園周辺	10.0	84	横尾中学校	1.6		206	天王寺公園	12.5		
	40	アメニティ江坂	13.2	85	信太中学校	2.3		207	千鳥	29.6		
	86	船場繊維団地周辺地域	30.0	箕面市	86	船場繊維団地周辺地域		30.0	208	津守	21.8	
42	南平台中央公園周辺	10.1	87		西南小学校周辺地域	7.0	209	住之江公園一帯	33.6			
43	郡家老人福祉センター周辺	13.6	88		第二総合運動場周辺地域	29.0	210	長居公園	74.9			
高槻市	44	奥坂小学校周辺	11.7	柏原市	89	片山青少年運動広場	1.1	211	百済貨物駅	15.0		
	45	芥川河川敷周辺	16.0		90	石川河川敷広場	6.4	212	瓜破霊園	30.8		
	46	城跡公園周辺	14.1		91	大和川右岸河川敷広場	2.7	213	大阪市立大学	26.0		
	47	総合スポーツセンター周辺	52.6		92	石川スポーツ公園	3.6	214	西淀川中島地区	27.6		
高槻市	48	下水処理場から南大榎運動広場周辺	51.7	羽曳野市	93	大阪府立食とみどりの総合技術センター	22.2	215	八幡屋公園	13.1		
	49	淀川河川敷 前島地区	7.4		96	弁天池公園	3.0	216	十三柴島	36.9		
	50	淀川河川敷 大塚地区	31.1	摂津市	(33)	万博公園周辺	(251.7)	217	毛馬	10.7		
	51	淀川河川敷 三島江地区	23.7		97	淀川河川公園	40.2	218	豊里	9.6		
貝塚市	52	青少年運動広場	1.5	高石市	98	鴨公園周辺	9.5	219	太子橋	27.0		

市町村名	番号	広域避難地名	面積 (ha)	市町村名	番号	広域避難地名	面積 (ha)	市町村名	番号	広域避難地名	面積 (ha)
大阪市	220	中之島	47.3	大阪市	228	南港中央公園一帯	21.0				
	222	淀川リバーサイド地区	11.6		229	沢之町公園一帯	7.3				
	223	高見地区	38.3		230	佃地区	7.7				
	224	城北公園	10.2		231	浪速公園一帯	6.6				
	225	阿倍野再開発地区	25.1		232	下福島公園地区	8.3				
	226	旭公園一帯	8.7		233	巽東緑地	4.8				
	227	出来島地区	11.6								

注：() は、重複指定を示す。

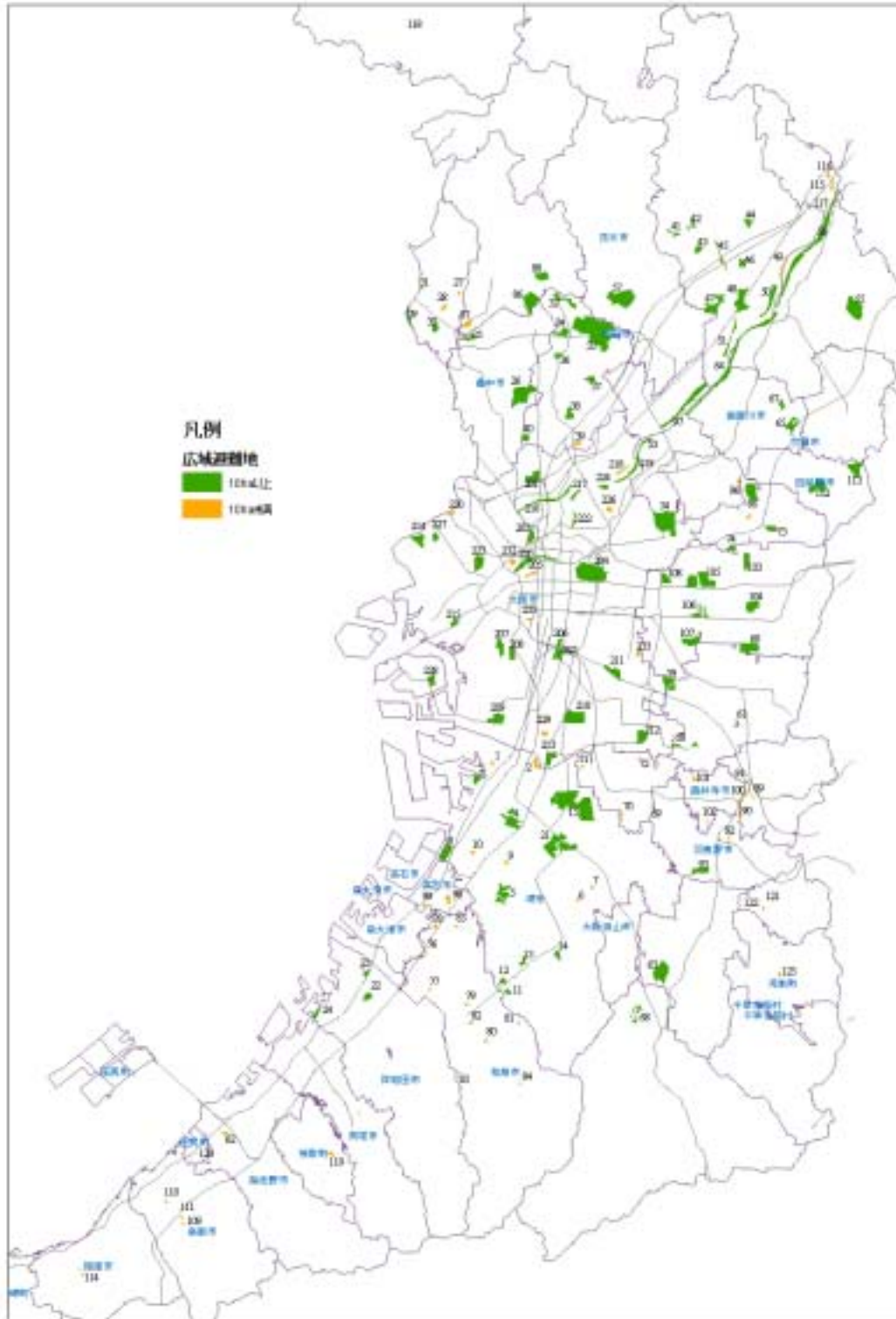


図 2-5-1 広域避難地の指定状況

広域避難困難区域率の評価

大阪府では広域避難の困難性の評価手法について、「災害危険度判定調査手引き（平成14年3月 大阪府）」のなかで、避難路を経由した歩行距離を考慮に入れる等、国土交通省マニュアルの評価方法よりも、精度の高い評価方法を示しています。

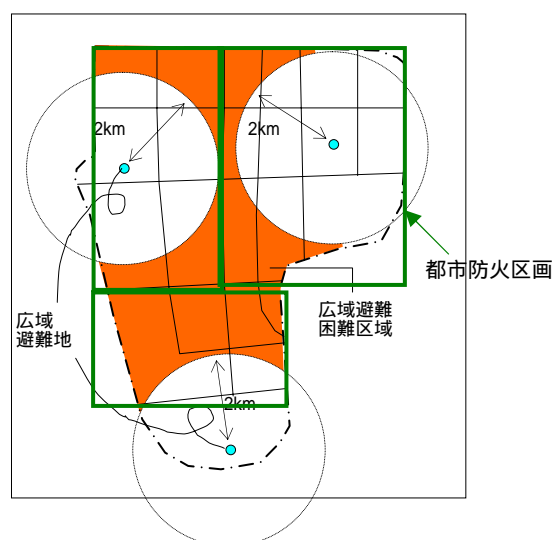
しかしながら、本検討においては、本計画が大阪府域における広域的な検討を行うとの観点であること、広域避難地、避難路の設定は市町村の防災関連計画により定められることから、広域避難地の配置状況を概括的に評価を行うことを目的とし、「震災に強い都市づくり・地区まちづくりの手引き（国交省推薦）」に基づき評価を行いました。

【広域避難困難区域率の算出】

各都市防火区画において、広域避難地からの歩行距離が2km以内で広域避難地に到達できる範囲を避難圏域、その圏域から外れる区域を広域避難困難区域とし、広域避難困難区域率を求め、次の5ランクに分類します。

$$\text{広域避難困難区域率 (\%)} = \frac{\text{都市防火区画に占める広域避難地から歩行距離2km以遠の範囲の面積}}{\text{都市防火区画の面積}} \times 100$$

都市レベルの避難危険度	広域避難困難区域率
1	20%未満
2	20%以上 40%未満
3	40%以上 60%未満
4	60%以上 80%未満
5	80%以上



小規模広域避難地の評価

10ha未満の広域避難地について、避難地の有効性を以下の手順により確認し評価を行います。

作業1 避難地となる区域の設定

- ・ 検討対象の設定

地域防災計画において指定されている広域避難地のうち、10ha未満の避難地

作業2 周辺市街地の現況把握

- ・ 火災方向の設定

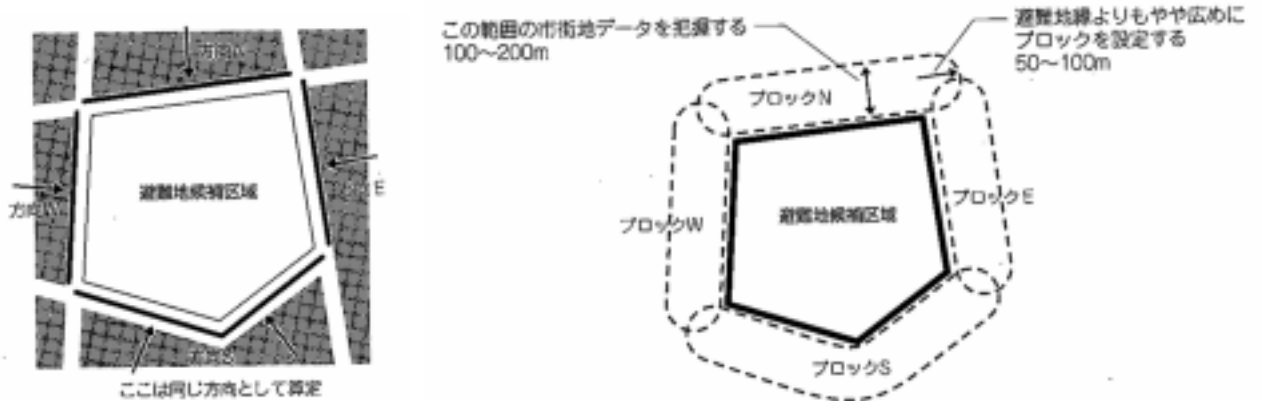
避難地の形状等から、火災が到達する位置及び来襲する方向を3方向以上設定する。

- ・ 方向別ブロックの市街地現況の設定

マニュアルにおいては、方向別にブロックを設定し、①区域面積、②耐火建築物以外の建築面積、③耐火建築物の建築面積を算定することとされている。

ここでは、都市計画基礎調査結果を用いて検討をおこなっていることから、こ

これらの値の算出においては、避難地周辺の町丁目の集計値をもとに算定するものとする。



区域面積	m ²	
耐火建築物以外の建築面積計	m ²	
耐火建築物の建築面積計	m ²	
建ぺい率	%	$((\quad + \quad) / \quad) \times 100$
耐火率	%	$(\quad / (\quad + \quad)) \times 100$
前面距離	m	$\times (1.412 - 0.0082 \times \quad) + 19.4$ (最低 30m)
不燃化有無		0: なし, 1: 有り
不燃化幅	m	
不燃化高さの最低限度	m	
不燃化間口率	%	
防災緑化		0: なし, 1: 有り
前面距離低減	m	$\times 10 + \quad + (\quad - \quad) \times 2.5 + (\quad / 100 - 0.6) \times 3 + \quad \times 10$
前面距離	m	$-$ (ただし最低 30m, 防災緑化がある場合は最低 20m)

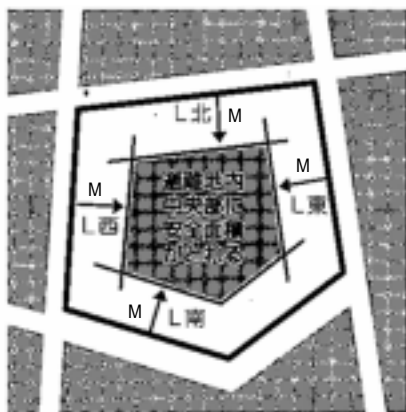
※⑦から⑩については、個別の詳細な検討を行う際、現地調査が必要となる。

ここでは、これらの項目についての評価を行わないものとする。

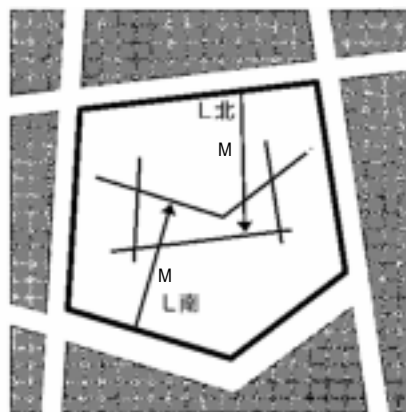
作業3 避難地性能評価

避難地の区域界から、各方向の前面距離 (⑬) を避難地内にのぼし、中央部に区域が確保できる場合は、広域避難地としての機能を有するものと判定する。

広域避難地として設定しうる



広域避難地に設定しない



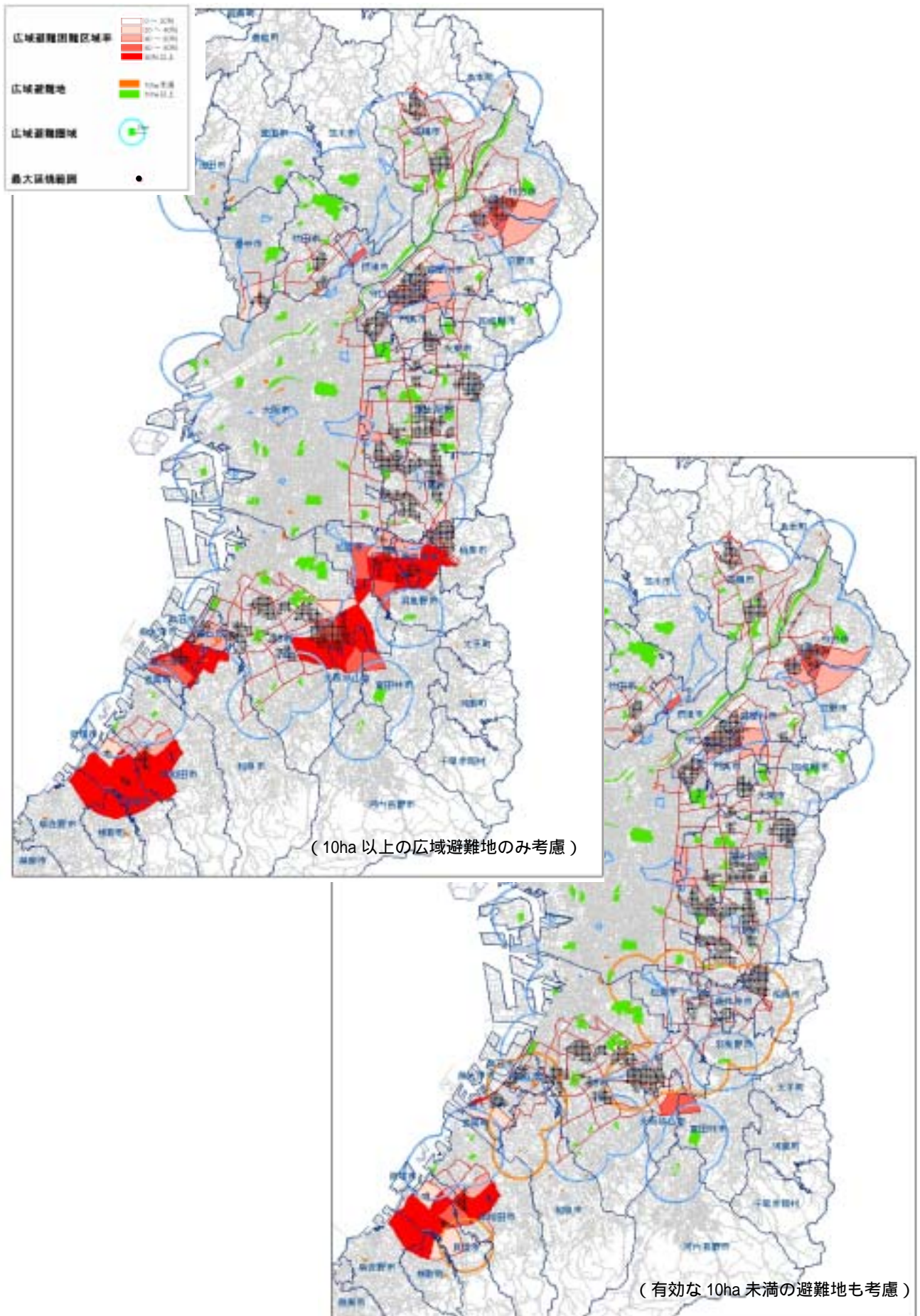


図 2-5-2 広域避難困難区域率

避難危険度評価結果（広域避難活動の困難性の評価）

- ・各市町村が地域防災計画に位置づける広域避難地の指定状況からも明らかなように、概ね大和川以南地域において、広域避難困難区域が多く見られます。
- ・10ha未満の空間を広域避難地と位置づけている箇所については、避難地の周辺の不燃領域率等より、広域避難地としての機能の有無を詳細に検証する必要があります。
- ・ここでは、検討対象地域をひとつの区域として評価を行っているため、近隣市町村の避難地の効果により、市町村単位の評価においては避難困難とされる区域が、避難可能区域との評価がなされている箇所が多くあると想定されます。今後、各市町村において広域避難地設置の検討を行うに当たっては、広域的な視点にたつて広域避難地を効率的かつ適切に配置するという点を鑑み、近隣市町村との連携も含めた検討が望まれます。
- ・広域避難困難区域と評価される区域において、新たに10ha以上の空地を確保することは非常に困難な状況です。広域避難困難区域解消に向けては、避難地周辺の不燃化、防災緑化などによる避難地の防災性能の向上を図る取り組みが必要となります。

6 現状と課題のまとめ

- (1) 密集市街地を中心に、不燃領域率の低い区域が広がっているため、防火地域、準防火地域の指定区域拡大等により、建築物の不燃化促進が必要です。
- (2) 都市計画道路の沿道の不燃化が進んでいないことなどにより、都市防火区画（延焼遮断帯）整備率の低い区域が広がっているため、沿道の不燃化等により都市防火区画整備率の向上が必要です。
- (3) 市街地においては10ha以上の規模の空地が広域避難地として概ね確保されていますが、一部の地域では確保することが困難となっており、何らかの手法による避難地の確保や10ha未満の敷地でも広域避難地としての性能を確保できるよう、敷地周辺建築物と一体的に特定防災機能を高める必要があります。
- (4) これらの都市防災上の課題を解消するため、建築物の不燃化促進などの方策を、都市計画に明確に位置付ける必要があります。

第3章 防災都市づくりに向けた実現化方策

1 基本的な考え方

阪神・淡路大震災の大きな被害は、木造密集市街地に集中しました。木造密集市街地では老朽建築物等の倒壊により、建物が道を塞いで避難を困難にし、救助や消火活動を妨げ、焼け止まりとなる道路や公園等のオープンスペースの不足によって火事が燃え広がりました。一方で、こうした市街地の大火を阻止したのは、広幅員道路、鉄道、公園等の大規模なオープンスペースや列状の耐火建築物等、都市防火区画を縁取る延焼遮断帯でした。

こうした経験を踏まえ、大阪府では市町村と協力して木造密集市街地の解消や延焼遮断帯となる道路、公園等の公共施設の整備、及び広域避難地の確保等に取り組んでいるところです。

しかしながら、現在の状況は、第2章で示したとおり、延焼が拡大しやすくなる不燃領域率40%未満の地域が広がっていることや、将来大地震が発生した場合に予想される市街地大火の延焼範囲（最大延焼範囲）の周辺を対象に試算した都市防火区画整備率や広域避難困難区域率において、改善が必要な地域が広く分布していることから、さらなる取り組みが必要な状況です。

特に木造密集市街地を中心とした建築物の不燃化や延焼遮断帯となる都市防火区画の整備率の向上については、府や市町村による公共事業での取り組みに加え、法規制による誘導方策を含めた公民の連携による取り組みが不可欠です。

このような点を踏まえ、本計画では大地震による市街地大火に着目した防災都市づくりの都市計画上の取り組みとして、次に示す5つの方策を市町村や府民の皆様と連携して進めていきます。

【大阪府防災都市づくり広域計画の骨子】

- (1) 本計画の都市計画区域マスタープランへの位置づけと防災街区整備方針の充実
- (2) 市町村による「防災都市づくり計画」の策定と市町村マスタープランへの位置づけ
- (3) 不燃化の促進による防災街区の整備
- (4) 都市防火区画（延焼遮断帯）の整備促進
- (5) 広域避難地の確保

2 実現化方策

1 本計画の都市計画区域マスタープランへの位置づけと防災街区整備方針の充実

大阪府は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域 MP」）」の策定に際して、本計画の方策を必要に応じて都市計画区域 MP に位置付けていくことにより、市町村との連携のもと、以下のような都市計画法上の施策の推進を図ります。

- ① 防災街区整備方針の具体化による密集市街地の整備促進
- ② 防火地域、準防火地域の指定促進

防災街区整備方針は、密集市街地の整備方針、必要な防災公共施設及びこれと一体的に防災機能を構成する建築物の規制誘導手法などについても具体的に記述するものとします。

特に、密集事業等の取り組みが行なわれている地域のほか、経年変化等に伴う新たな密集市街地の形成についても検討する必要があります。

防災街区整備に取り組むべき密集市街地の想定

防災街区整備方針の対象とすべき密集市街地や密集状況を把握するために、密集市街地における防災街区整備の促進に関する法律第2条第1号の条文に基づき以下の指標を設定し、都市計画基礎調査データをもとに算出する方法を提案します。

【密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第2条第1号】

密集市街地：当該区域内に老朽化した木造の建築物が密集しており、かつ、十分な公共施設がないことその他当該区域内の土地利用の状況から、その特定防災機能が確保されていない市街地をいう。

【同条第3号】

特定防災機能：火事又は地震が発生した場合において延焼防止上及び避難上確保されるべき機能

【防災街区整備に取り組むべき密集市街地】

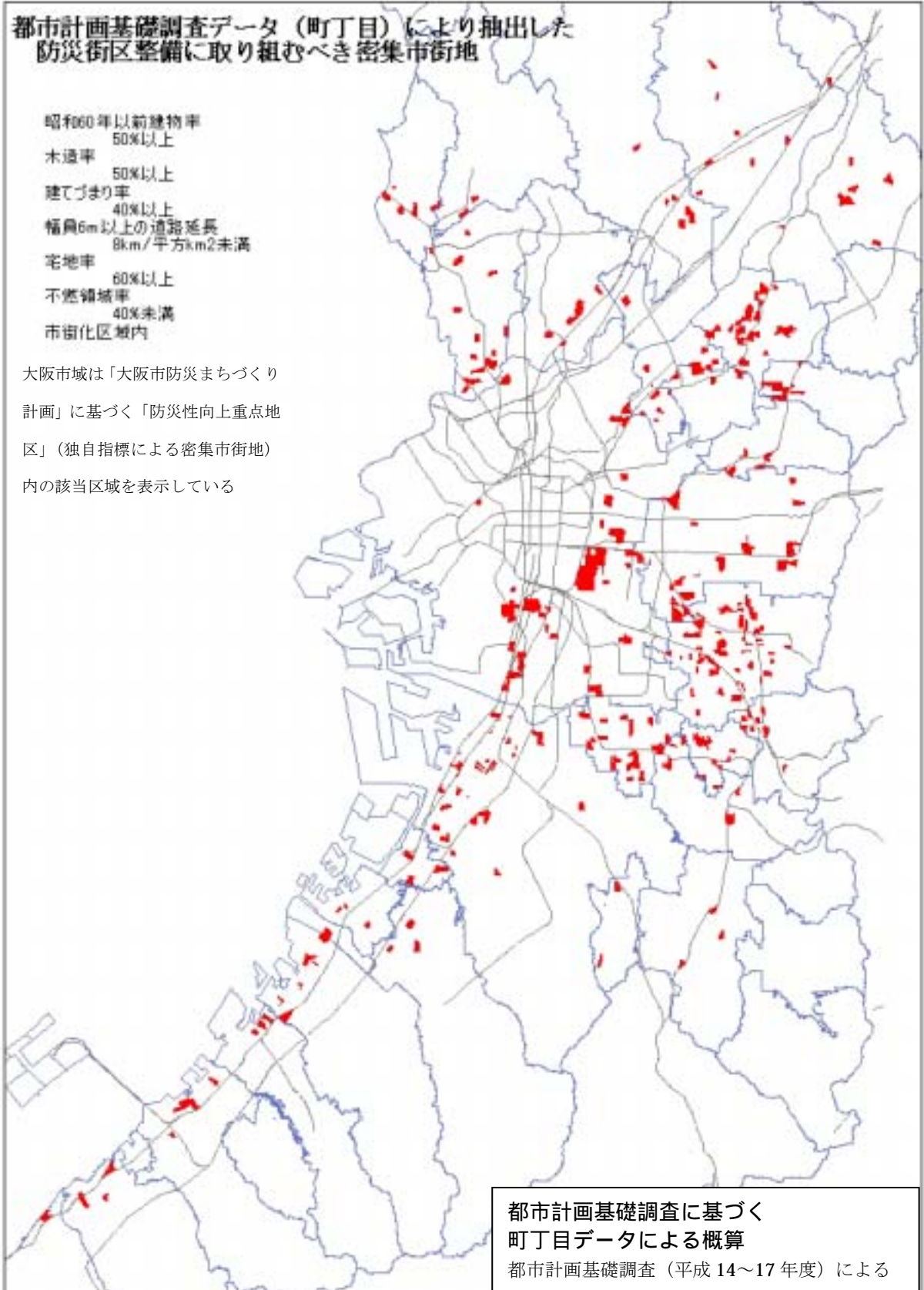
「老朽化した」	：昭和60年以前建物率50%以上
「木造の建築物が密集」	：木造率50%以上、建て詰まり率40%以上
「十分な公共施設がない」	：幅6m以上の道路延長が8km/平方km未満
「市街地」	：宅地率60%以上 かつ 市街化区域
「特定防災機能が確保されていない」	：不燃領域率40%未満

都市計画基礎調査のデータは町丁目毎に集計された概算的な統計であるため、まずはこの指標に基づき密集市街地のおそれのある町丁目を抽出し、その後各市町村レベルで必要に応じて固定資産税課税台帳等詳細なデータに基づく精査を行っていくこととなります。これにより、密集市街地と判断される区域については防災街区整備方針の策定が要請され、当該地区に対しては、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（以下「密集市街地整備法」）に基づく計画的対応（都市計画、建築規制等の施策）の検討が求められることとなります。

都市計画基礎調査データ（町丁目）により抽出した
防災街区整備に取り組むべき密集市街地

- 昭和60年以前建物率
50%以上
- 木造率
50%以上
- 建てがまり率
40%以上
- 幅員6m以上の道路延長
8km/平方km未満
- 宅地率
60%以上
- 不燃領域率
40%未満
- 市街化区域内

大阪市域は「大阪市防災まちづくり
計画」に基づく「防災性向上重点地
区」（独自指標による密集市街地）
内の該当区域を表示している



都市計画基礎調査に基づく
町丁目データによる概算
都市計画基礎調査（平成 14～17 年度）による

本指標は、「災害に強いすまいとまちづくり」の既往指標をもとに、密集市街地整備法の定義に基づく条件、利用データの有無等の条件から実情に合うと考えられるものを試行的に指標としてまとめたものである。すでに密集事業等の取り組みが行なわれている既定の密集市街地については、詳細な建物データに基づく既定の定義に従うべきであり、密集市街地整備法の主旨に反しない限り、独自の指標設定を妨げるものではない。

図 3-1-1 都市計画基礎調査からみた密集市街地のおそれのある地域

2 市町村による「防災都市づくり計画」の策定と市町村マスタープランへの位置づけ

本計画及び大阪府の都市計画における位置付けの強化を踏まえ、市町村においても「防災都市づくり計画」の策定や、「都市計画に関する基本方針（以下「市町村 MP）」への各種施策の位置付けについて、積極的に働きかけていきます。

特に密集市街地を抱える市町村においては、詳細な「災害危険度判定調査」を実施し、都市防災上の課題を把握し、その成果に基づく「防災都市づくり計画」の策定等を通じて、防災街区を整備するための具体的施策を市町村 MP に位置付けることが求められます。

「防災街区整備方針」は広域都市計画区域レベルで策定されるため、必ずしも市町村の詳細な施策方針まで含むものとはならないため、密集市街地を有する市町村の市町村 MP の中には「防災街区整備方針」に準ずる市町村の基本的な考え方や防災再開発促進地区の整備方針を示すことが望ましいです。

「防災都市づくり計画」の策定については、都市計画法その他の法令に明文の規定はないですが、大阪府地域防災計画（災害予防対策編「都市防災機能の強化」）において、府、市町村ともに「防災都市づくり計画」の策定が必要であることが明記されています。

・ 防災都市づくり計画に定める項目（例示）

- ① 密集市街地の抽出
- ② 広域避難地・一次避難地の確保と周辺の不燃化
- ③ 避難路及び周辺の不燃化、防災環境軸
- ④ 延焼遮断帯（都市防火区画）
- ⑤ 防災拠点の整備
- ⑥ 防火地域・準防火地域、特定防災街区整備地区などの指定方針（災害危険度判定調査等の成果をもとに計画する）

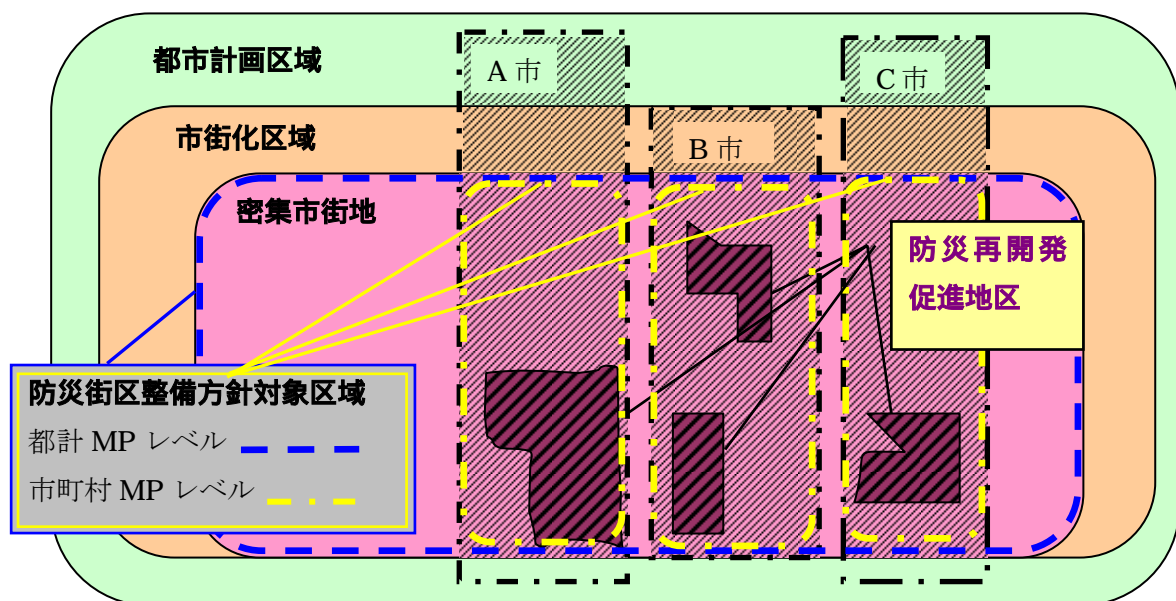


図 3-2-1 「防災街区整備方針」、「防災再開発促進地区」の策定イメージ

3 不燃化の促進による防災街区の整備

大規模地震時の大火による延焼拡大を防ぐためには、街区の建物全体の不燃化を促進し、不燃領域率を向上させるとともに、延焼遮断帯や避難路等の防災公共施設については、周辺の建築物と一体となって特定防災機能を発揮できるように、周辺建築物に対して一定の水準の耐震性能や不燃性能を求める規制誘導策が必要となります。そのため市町村と連携して、以下の施策を推進します。

- ① 市街化区域における、指定建ぺい率60%以上の区域における**準防火地域**指定の促進
- ② 特定防災機能を向上させるための**防火地域、特定防災街区整備地区**の指定検討
- ③ 密集市街地における地区計画等による規制誘導
- ④ 建築基準法、密集市街地整備法、耐震改修促進法との連携による規制誘導

特に災害危険度判定調査等により著しく危険と判定された街区内の建築物については、防災再開発促進地区内の延焼等危険建築物に対する除却勧告や、特定建築物に対する耐震改修等の必要な指導及び助言など、関係法規に基づく行政指導等についても積極的に検討しなくてはならない場合があります。

防火地域、準防火地域及び特定防災街区整備地区の指定の検討

防災街区において、特に重要な防災公共施設の周辺などは、特定防災機能の向上のために防火地域の指定が有効です。また市街地における最低限度の防火性能を確保するためには準防火地域の指定が必要です。

「特定防災街区整備地区」という地域地区の建築規制の強さは「防火地域」と「準防火地域」の中間に位置し、指定に際しては、「防火地域」または「準防火地域」であることが条件となります。このため「準防火地域」に重ねて指定する場合は、主に、2階500㎡程度以下の小規模な建築物についても準耐火建築物以上の不燃性能を求めることとなり、「防火地域」に指定する場合は、建築物の高さ、壁面位置または間口率等延焼遮断機能を確保するといった、防火地域指定だけでは規制できない特定防災機能の向上に特化した建築形態規制として機能します。

また本地区の指定は路線型、スポット型の特定防災機能の強化等にも活用することができます。

表 3-3-1 防火、準防火及び特定防災街区整備地区の特徴

	準防火地域	特定防災街区整備地区 ^{*2}	防火地域
地階を除く階数が4以上である建築物	耐火建築物	耐火建築物	耐火建築物
延べ面積が1,500㎡を超える建築物			
延べ面積が500㎡を超え、1,500㎡以下の建築物	耐火建築物又は準耐火建築物	耐火建築物又は準耐火建築物	耐火建築物
延べ面積が100㎡を超え、500㎡以下の建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とする ・ 延焼3m範囲の高さ1m超の門、扉は不燃材料でつくるか、おおう 		
地階がありそれを含む階数が3である建築物			
地階を除く階数が3である建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とする ・ 延焼3m範囲の高さ1m超の門、扉は不燃材料でつくるか、おおう 	耐火建築物又は準耐火建築物 (下欄の木造建築物等の条件を満たす場合はこの限りでない) ↓	
階数が2以下であり、かつ延べ面積が100㎡以下である建築物			耐火建築物、準耐火建築物又は政令で定める技術的基準 ^{*1} に適合すること
木造建築物等	耐火建築物、準耐火建築物又は政令で定める技術的基準 ^{*1} に適合すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延べ面積が50㎡以内の平家建の付属建築物に限る ・ 外壁及び軒裏を防火構造とする 	
その他規制			主な差別化部分

*1 政令で定める技術的基準

外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置その他の事項についての諸基準で、「延焼範囲1m以内の外壁開口部に認定防火戸を設ける」等

*2 特定防災街区整備地区は準防火地域以上の指定が前提となるため、準防火地域の規制を付け加えて表示している

いずれの地域地区ともに、卸売市場の上家又は機械製作工場等で不燃材料で造られた火災の発生のおそれの少ない建築物の場合は制限なし

4 都市防火区画（延焼遮断帯）の整備の促進

大規模地震時の同時多発火災により、延焼が拡大するのを防ぐために、本計画において都市防火区画を設定します。都市防火区画整備率の向上を図るため、以下の施策を推進します。

都市防火区画を構成する道路沿道の不燃化の促進

都市防火区画を構成する都市計画道路等の沿道の建築物については、計画道路幅員を含めて幅 45～60 メートルの延焼遮断帯となるように、沿道地域に防火地域、特定防災街区整備地区または防災街区整備地区計画を指定する等の規制誘導策を講じることにより、都市防火区画の防災機能を向上させます。

街区全体の不燃化の向上

市街化区域においては指定建ぺい率 60%以上の区域の準防火地域指定を検討し、特に密集市街地においては、防火地域、特定防災街区整備地区など不燃領域率の向上をめざした地域地区の指定や地区計画等による誘導や規制手法について検討します。

都市防火区画を構成する防災公共施設等の整備促進

都市計画道路をはじめとする防災公共施設等の整備にあたっては、本計画中の都市防火区画、延焼遮断機能について考慮していく必要があります。

都市防火区画は、道路と市街地の整備状況や位置関係からみて、広域的延焼遮断機能を担う相当の必然性があるものとして提案しているが、代替の区画線が同等の延焼遮断機能を持つ場合も考えられるので、現時点でこの区画線を固定的に決定してしまうことはできません。

課題の解決のためには、区画街路を拡幅整備する方向だけでなく、街路幅員はそのままでも周辺の建築物の不燃化や公園・緑地等のオープンスペースの確保等によって、延焼遮断性能を高める方向や、消防力を向上させる方向等、多様な方向の施策が考えられるため、財政状況など諸事情を考慮しながら、施策の方向を決定していく必要があります。

市町村の防災都市づくり計画は、基礎的な街区単位の防火性能の向上、街区相互の延焼の防止に主眼が置かれるため、広域計画よりは少し小さめの概ね 1 km 以下のグリッドでの検討が適しています。1 km グリッドレベル（地区レベル）の検討には、より精度が求められるため、市町村が有する詳細な建物データによる、さらに詳細な解析が必要となります。

「市町村防災都市づくり計画」や「地域防災計画」の策定に際しては、広域レベルと市町村レベル両方のバランスをとりながら、延焼遮断のための施策を決定しなければなりません。

都市防火区画整備率

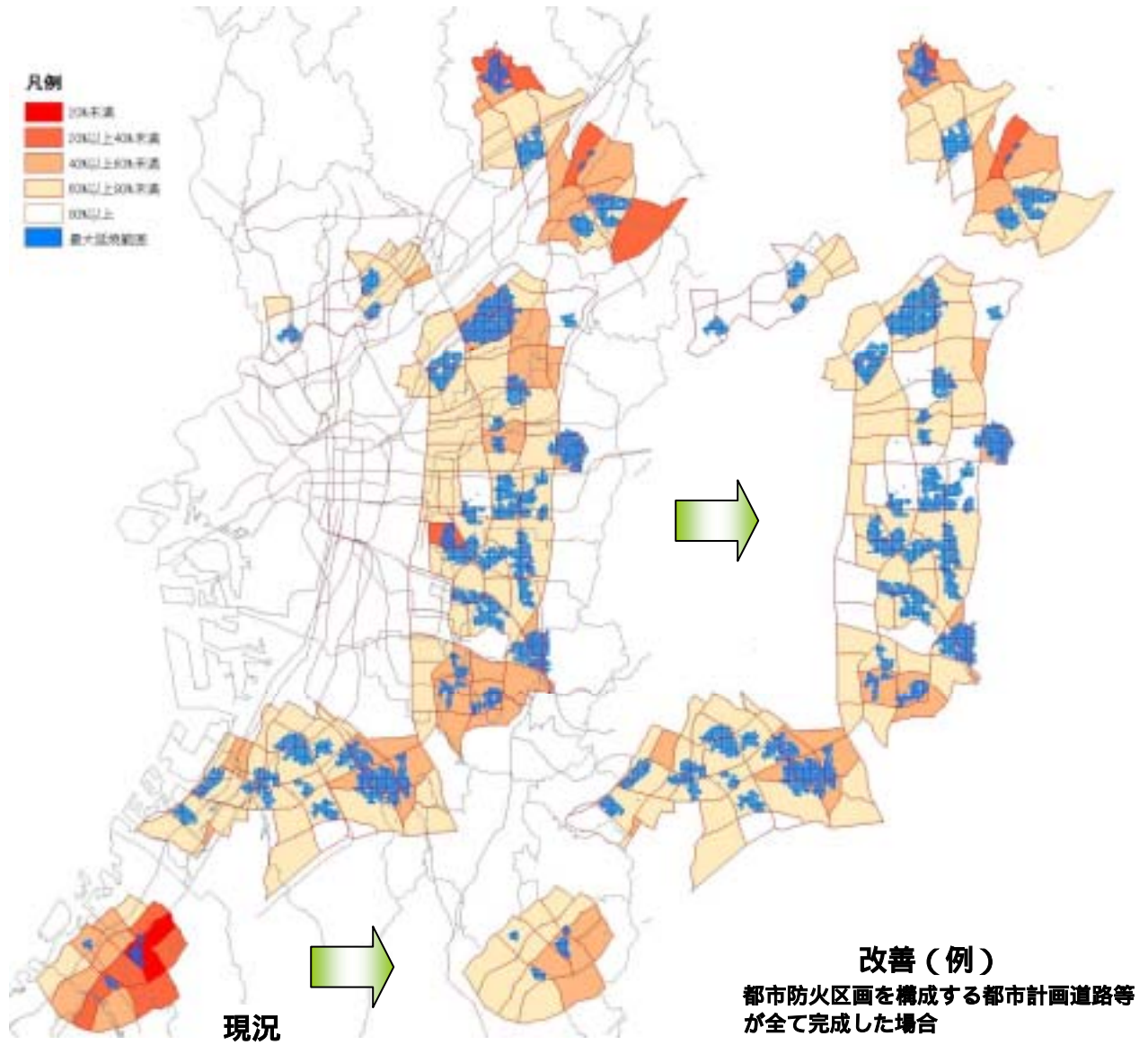


図 3-4-1 都市防火区画整備率の改善例

表 3-4-2 都市防火区画線 (例)

名神高速道路	国道 3 0 9 号	岸和田港塔原線	小阪駅前線	八尾南駅前線	鉄道 (京阪本線)
新名神高速道路	国道 3 1 0 号	久宝寺太田線	上伯太線	敷津長吉線	鉄道 (近鉄大阪線)
西名阪自動車道	国道 4 2 3 号	郡戸古市線	常磐浜寺線	別所日吉台線	鉄道 (近鉄南大阪線)
阪和自動車道	国道 4 7 9 号	古市清水線	新香里西線	片町徳庵線	鉄道 (南海高野線)
第 2 京阪道路	大阪高槻京都線	荒川森河内線	新香里中央線	北信太駅前線	八尾空港
阪神高速大阪守口線	大阪中央環状線	堺かつらぎ線	森屋狭山線	枚方亀岡線	河川 (淀川)
阪神高速湾岸線	大阪生駒線	堺羽曳野線	深井畑山宿院線	枚方交野寝屋川線	河川 (大和川)
南阪奈道路	大阪池田線	堺阪南線	川辺町線	枚方大和高田線	河川 (芥川)
国道 1 号	大阪臨海線	堺泉北環状線	大阪東大阪線	枚方藤阪線	河川 (神崎川)
国道 2 6 号	大阪港八尾線	堺富田林線	大阪八尾線	和田福泉線	河川 (大津川)
国道 1 6 3 号	大阪高石線	桜島守口線	大堀堺線	東海道新幹線	河川 (天野川)
国道 1 7 0 号	岸和田牛滝山貝塚線	山田摂津線	池田秦線	鉄道 (J R 東海道線)	河川 (穂谷川)
国道 1 7 1 号	堺狭山線	十三高槻線	都島茨田線	鉄道 (J R 学研都市線)	河川 (檜尾川)
国道 1 7 6 号	富田林泉大津線	出島上野芝線	馬場菊水線	鉄道 (J R 大和路線)	
国道 3 0 8 号	茨木寝屋川線	諸福中垣内線	八尾徳明寺線	鉄道 (J R 阪和線)	

例) 現道が概ね 16m以上の道路と都市計画道路の完了及び事業中路線を計上

5 広域避難地の確保

広域避難地は、地震に伴う市街地火災から避難者の生命、身体を保護する役割を担うものであり、地域の実情に応じた十分な機能をもつ施設が適正に配置される必要があります。避難困難区域の解消を図るため、以下の施策方向が考えられます。

既定の広域避難地について、その性能、有効性を都市防災の観点から精査する

- ・ 広域避難地は、市街地大火が最悪の条件で延焼拡大しても、収容人員が生存できる空間であることが最低の条件です。たとえ広域避難地の空地面積が十分であっても、周辺の建築物の不燃化状況によっては、避難有効面積、避難可能圏域面積が低減され所定の機能が発揮されない場合があります。これらのことを考慮して、避難距離や最大収容人員の計画を再精査し、必要に応じ周辺の都市計画事業や都市計画制限を併せて実施し、避難計画人口に即した有効避難面積を確保する必要があります。
- ・ 広域避難地を災害時に十分に機能させるためには、避難地に到達した避難者の安全性を確保できる整備の充実を図ることはもとより、避難者が避難地まで安全に通行することが可能な避難路を確保することも重要です。既定の広域避難地の精査に当たっては、避難路の安全確保のための検討を行い、避難路周辺を防火地域に指定する等避難圏域全体の防災性能向上に努めなければなりません。

広域避難困難区域を解消するため、広域避難地を追加する

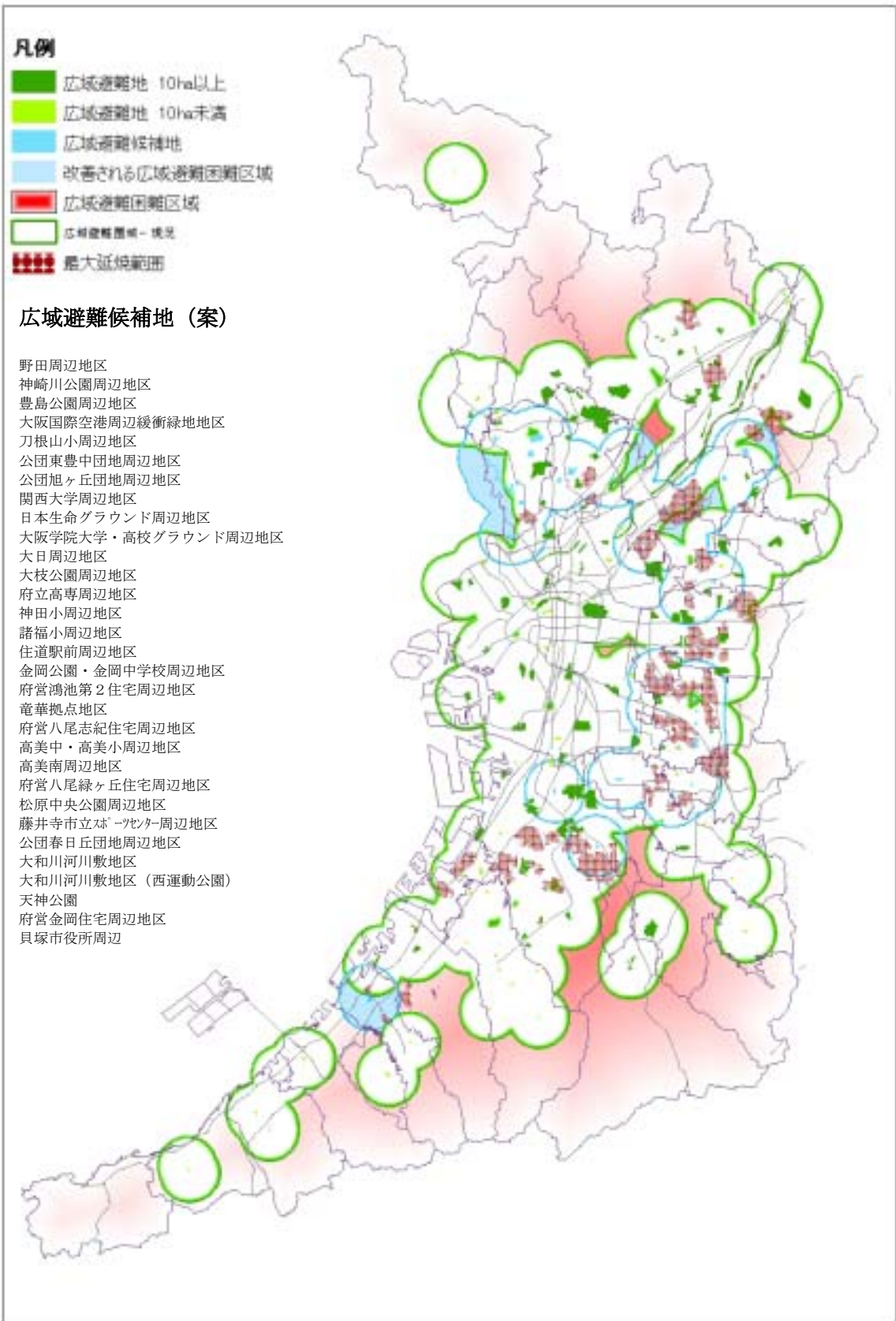
- ・ 一般的に広域避難地は 10ha 以上とされますが、少し小さい学校敷地程度の規模（1次避難地レベル）であっても、周辺の不燃化によって有効避難面積が 1ha 以上確保されれば広域避難地として機能します。また、公園のような空地でなくても、耐火建築物が複数建ち並ぶ住宅団地や商業業務施設等の広い敷地も、広域避難地としての役割が期待できます。このため、広域避難が困難な区域にあっては、都市計画制限手法等により不燃化を促進させながら、10ha 未満の防災空間の広域避難地としての活用を積極的に検討していく必要があります。

広域避難地の新設が困難な場合の代替策

市街地の密集度が高く、広域避難地の確保が困難な場合には、次の施策により補完することが考えられます。

- ・ まち全体を不燃化し、火災の発生、延焼の確率を低下させる
- ・ 地区レベルの防災避難拠点の機能強化（個別延焼遮断機能のポイント強化、防災緑化、ポケットパーク等の防災機能整備）
- ・ 消防力の向上、特に地区住民による初期消火能力の向上により、延焼確率を低下させる

広域避難地の確保の必要性を見極めるためには、市町村による災害危険度判定調査が必要です。本計画における「最大延焼範囲」「広域避難困難区域率」といったデータは丁目データによる解析であり、各市町村の街区レベルの解析を行うことはできません。市町村が有する詳細な建物データによる、街区単位の延焼危険度のシミュレーション、避難路の道路閉塞確率等の解析を通じて、広域避難地の確保の必要性あるいは代替施策による対応の可否が明らかになると考えられます。これは地域防災計画上の各種対策を具体的に検討する際にも有効です。



上図は、現在指定されている広域避難地は全て有効であり、かつ広域避難地にいたる避難路は全て閉塞しないものとして作成している。

広域避難地の設定にあたっては、危険度判定調査を実施して広域避難地の配置を必要とする区域を定め、広域避難候補地を把握し、避難路などの状況を確認するとともに、当該避難地への避難計画人口を想定し、配置計画を定める必要がある。

図 3-5-1 広域避難地の追加による広域避難困難区域の解消

第4章 今後の進め方

大阪府では、引き続き市町村と連携して木造密集市街地の解消等防災都市づくりに取り組むとともに、本計画で示した施策について、今後改定される都市計画区域マスタープランや防災街区整備方針に位置付けることなど、地震時の市街地大火を抑制するために必要な各種の都市計画上の取り組みを進めていくこととします。

また、様々な機会をとらえて、市町村に対して防災都市づくり計画を策定することや、本計画の内容を市町村のマスタープランに反映させること、さらに災害危険度判定調査を実施することを働きかけるとともに、府として可能な支援を行うことなどにより、府と市町村が連携して防災都市づくりを進めていきます。

あ行

【一次避難地】

地震や火災が発生した時に、住民が一時的に避難できるオープンスペースであり、大火の危険が迫った場合は避難中継基地となり、広域避難地に再避難する。

【延焼遮断帯】

地震等により発生する都市火災において、発生した火災を有効に遮る道路、緑地帯、広場、線路、河川等の都市防火施設と、それらの沿線に建つ耐火建築物による帯状の不燃空間。

か行

【広域避難地】

大地震などで発生する市街地大火に対して広域避難の最終の目的地となる都市防災施設。

一定規模を有する公園緑地、学校施設等公共施設、住宅団地などがこれに該当する。

避難地までの歩行距離は概ね 2 km 以内、規模要件については 10 ha を標準としており、計画避難者 1 人当たり 2 m² を判断基準とするのが一般的。

さ行

【市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）】

都市計画決定事項ではないが、議会の議を経て定められた当該市町村の建設に関する基本的な方針を定めるもの。

【災害危険度判定調査】

延焼危険度、避難危険度を評価指標とし、潜在的に危険性のある地域を明確にするための調査。

【重点密集市街地】

密集市街地のうち延焼危険性が特に高く、そのままでは今後 10 年以内に最低限の安全性を確保すること（不燃領域化率 40% 以上を確保すること等）が見込めないことから重点的な改善が必要な密集市街地として H15 年に国土交通省が抽出した地域。

【準防火地域】

都市計画上の地域地区の一つ。地階を除く階数が 4 以上又は延べ面積が 1,500 m² を超える建築物は、耐火建築物としなければならず、地階を除く階数が 3 であり又は延べ面積が 500 m² を超え 1,500 m² 以下の建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物のいずれかとしなければならない。また地階を除く階数が 3 であり 500 m² 以下の建築物は耐火建築物、準耐火建築物又は防火上の技術基準適合建築物とすることができる。

【都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都道府県マスタープラン）】

都市計画の一つで、都市計画区域ごとにその都市計画の目標、土地利用、都市施設等に関する都市計画の決定方針等を位置づけたもの。

た行

【耐火建築物】

主要構造部（壁、柱、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱等を除く）を耐火構造（鉄筋コンクリート造、レンガ造等、建築基準法施行令で定める耐火性能を有するもの）とした建築物で、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に建築基準法施行令で定める防火戸その他の防火性能を有するものをいう。

【地域防災計画】

災害対策基本法において各都道府県、市区町村で策定が義務付けされているもので、計画的な防災行政を行うために必要な対策計画と位置づけられている。

【特定防災街区整備地区】

都市計画上の地域地区の一つで、位置、区域、面積、建築物の最低敷地面積、壁面線の位置の制限（必要な場合に限る）、間口率の最低限度及び高さの最低限度（必要な場合に限る）を定めることができる。

【特定防災機能】

火事または地震が発生した場合において延焼防止及び避難上確保されるべき機能。

【都市計画基礎調査】

都道府県が5年ごとに行う人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等の調査。

は行

【防火地域】

都市計画上の地域地区の一つ。防火地域内の建築物は、原則として耐火建築物でなければならないが、2階以下かつ延べ面積100㎡以下の小規模な建築物に限り、準耐火建築物とできる。

【不燃領域率】

地域内における道路、公園などのオープンスペースや燃えにくい建築物が占める割合をもとに算出するもので、まちの燃えにくさを示す指標。不燃領域率が70%で、消失率はほぼゼロとなる。

【防災街区】

木造密集市街地で延焼防止又は避難上支障がある街区を整備して、合理的かつ健全な土地利用が図られるようになった街区。

【防災街区整備方針】

市街化区域において、密集市街地の各街区について防災街区としての整備を図るために防災再開発促進地区や防災公共施設の整備等に関する計画を明らかにした防災街区の整備の方針で、都道府県が都市計画に定める。

【防災街区整備地区計画】

火災被害の軽減等に役立つよう、地区レベルの道路等の公共施設の整備とその沿道に耐火建築物を誘導するための計画事項を追加した地区計画として市町村が定めるもの。

【防災公共施設】

密集市街地において特定防災機能を確保するために整備されるべき主要な道路、公園その他公共施設。

【防災再開発促進地区】

密集市街地の区域内を防災街区として整備するために、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区として指定される地区。

ま行

【木防建ぺい率】

地区面積に対する木造（防火木造を含む）建築物の割合で、木防建ぺい率が20%未満では安全と判断できるが、40%を超えると木造、防火造がどのような割合で混在していても延焼が拡大する恐れがある。